

第5章 資料編

1 計画の策定体制

1-1 策定体制

(1)大村市地域福祉計画推進委員会

大村市地域福祉計画推進委員会は、学識経験者2名、社会福祉団体に所属する者4名、市民団体に所属する者1名、関係行政機関の職員1名、公募による市民2名、市長が認める者1名、合計11名によって組織されています。

計画策定に関する事項等について協議し、その結果を市長へ報告します。

(2)大村市地域福祉計画庁内検討委員会

大村市地域福祉計画庁内検討委員会は、副市長を委員長として部長級職員11名の合計12名で構成されています。計画策定のために必要な事項の協議を行い、推進委員からの提案に基づいて素案を作成します。また、素案に対するパブリックコメントを経て最終案の取りまとめを行います。

庁内検討委員会の下部組織として、専門部会（課長級）、庁内ワーキンググループ（職員）を設置し、計画策定を進めました。

(3)パブリックコメント

計画に市民の皆さまから広く意見を募集するため、パブリックコメントを実施しました。

意見募集期間	令和3年2月1日(月曜日)～令和3年2月26日(金曜日)
実施方法	市ホームページに掲載 福祉総務課、情報コーナー、各出張所、総合福祉センターに設置
提出方法	書面提出、ファクス、Eメール
提出された意見	0件

1-2 大村市地域福祉計画推進委員会委員名簿

大村市地域福祉計画推進委員会設置要綱第3条第2項各号に掲げる者

任期3年:令和元年10月1日～令和4年9月30日

	区分 適用号	所 属	氏 名
1	学識経験者 第1号	長崎国際大学 人間社会学部社/会福祉学科 教授	サカモト マサトシ 坂本 雅俊
2	学識経験者 第1号	長崎ウエスレヤン大学 現代社会学部/社会福祉学科 教授	イワナガ ヒデノリ 岩永 秀徳
3	社会福祉団体に所属する者 第2号	大村市民生委員児童委員協議会連合会 会 長	ゴトウ ミツユキ 後藤 満行 <任期:令和元年10月1日～令和元年12月1日>
	社会福祉団体に所属する者 第2号	大村市民生委員児童委員協議会連合会 会 長	イヌヅカ ヨシアキ 犬東 義昭 <任期:令和元年12月2日～令和4年9月30日>
4	社会福祉団体に所属する者 第2号	大村市身体障害者団体連合会 会 長	マツオ ミツトシ 松尾 光敏
5	社会福祉団体に所属する者 第2号	大村市社会福祉協議会 事 務 局 長	オオタ ヨシヒロ 太田 義広
6	社会福祉団体に所属する者 第2号	鈴田地区社会福祉協議会 会 長	タノエ キヨミ 田添 清美 <任期:令和元年10月1日～令和2年3月31日>
	社会福祉団体に所属する者 第2号	鈴田地区社会福祉協議会 会 長	フジカワ マサアキ 藤川 正明 <任期:令和2年4月1日～令和4年9月30日>
7	市民団体に所属する者 第3号	大村市町内会長会連合会 理 事	カワジリ カズナガ 川尻 和長
8	関係行政機関の職員 第4号	大村消防署 予防設備課長兼設備指導係長	ワタナベ ヒロシ 渡邊 博
9	公募による市民 第5号		クニミツ 国光 まどか
10	公募による市民 第5号		フルカワ サチコ 古川 佐智子
11	その他市長が必要と認める者 第6号	ボランティアの代表	リュウノ 龍野 ムツ子

1-3 大村市地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成24年6月22日

告示第163号

改正 令和元年8月19日告示第137号

(設置)

第1条 大村市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、及び計画に定める施策を推進するため、大村市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（令元告示137・一部改正）

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、市長にその結果を報告する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画の進捗状況の把握及び評価に関する事項
- (3) 計画の推進方策に関する提言及び助言
- (4) 計画の見直しに関する事項
- (5) その他地域福祉の推進のために必要な事項

（令元告示137・一部改正）

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係団体に所属する者
- (3) 市民団体に所属する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

（令元告示137・一部改正）

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員（第4条ただし書の補欠委員は除く。）の委嘱の日以後、最初に開かれる委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員長がその会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開により行う。ただし、委員会の決議により公開しないことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則 (令和元年8月19日告示第137号)

この告示は、公表の日から施行する。

1-4 大村市地域福祉計画庁内検討委員会委員名簿

大村市地域福祉計画庁内検討委員会

	区分	役職	氏名		区分	役職	氏名
1	委員長	副市長	山下 健一郎	7	委員	市民環境部長	杉野 幸夫
2	副委員長	福祉保健部長	川下 隆治	8	委員	こども未来部長	山中 さと子
3	委員	大村市理事	田中 博文	9	委員	産業振興部長	下玉利 輝幸
4	委員	企画政策部長	渡邊 真一郎	10	委員	都市整備部長	増田 正治
5	委員	総務部長	楠本 勝典	11	委員	教育次長	吉村 武史
6	委員	財政部長	高取 和也	12	委員	上下水道局次長	石丸 弘子

大村市地域福祉計画庁内検討委員会専門部会

	区分	役職	氏名		区分	役職	氏名
1	部会長	福祉保健部長	川下 隆治	6	部会員	こども政策課長	赤瀬 雅昭
2	部会員	企画政策課長	石山 光昭	7	部会員	商工振興課長	長石 弘顕
3	部会員	安全対策課長	針山 健	8	部会員	都市計画課長	金原 剛蔵
4	部会員	財政課長	西川 輝幸	9	部会員	教育総務課長	三岳 和裕
5	部会員	地域げんき課長	中村 浩樹	10	部会員	上下水道局 業務課長	横田 良一

大村市地域福祉計画庁内検討委員会ワーキンググループ

	所属	氏名		所属	氏名
1	国保けんこう課	下田 依子	8	地域げんき課	松本 亘宏
2	保護課	開 健一	9	こども政策課	田中 慎也
3	長寿介護課	後田 拓弥	10	商工振興課	櫻田 俊紀
4	地域包括支援センター	森 ふみ	11	都市計画課	山口 干城
5	障がい福祉課	久家 聡	12	教育総務課	一瀬 美美香
6	企画政策課	松尾 亮佑	13	上下水道局 業務課	山口 和也
7	安全対策課	田上 昂輝			

1-5 大村市地域福祉計画庁内検討委員会設置要領

(設置)

第1条 大村市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、大村市地域福祉計画庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 計画策定のために必要な事項について協議を行うとともに、大村市地域福祉計画推進委員会からの提言に基づき素案を作成する。また、素案に対するパブリックコメントを経て最終案のとりまとめを行う。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、福祉保健部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

(専門部会)

第6条 計画と市が策定する各計画との整合性を専門的に調査研究するため、委員会に専門部会を置く。

- 2 専門部会は、前項の規定による調査研究の結果を検討委員会に報告する。
- 3 専門部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 部会長は、福祉保健部長をもって充てる。
- 5 部会員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 6 部会長は、専門部会の会務を総理する。
- 7 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(ワーキンググループ)

第7条 検討委員会における調査研究の資料を作成するため、検討委員会にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、別表第3に掲げる課の職員のうちから、当該課の所属長の推薦により指名された者をもって組織する。

(関係者の出席)

第8条 検討委員会、専門部会及びワーキンググループは、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 検討委員会、専門部会及びワーキンググループの庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 元年 8月26日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和 3年 3月31日限り、その効力を失う。

附 則

1 この要領は、令和 2年 4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

大村市理事、企画政策部長、総務部長、財政部長、市民環境部長、こども未来部長、産業振興部長、都市整備部長、教育委員会次長、上下水道局次長

(令和2年4月1日・一部改正)

別表第2 (第6条関係)

企画政策課長、安全対策課長、財政課長、地域げんき課長、こども政策課長、商工振興課長、都市計画課長、教育総務課長、上下水道局業務課長

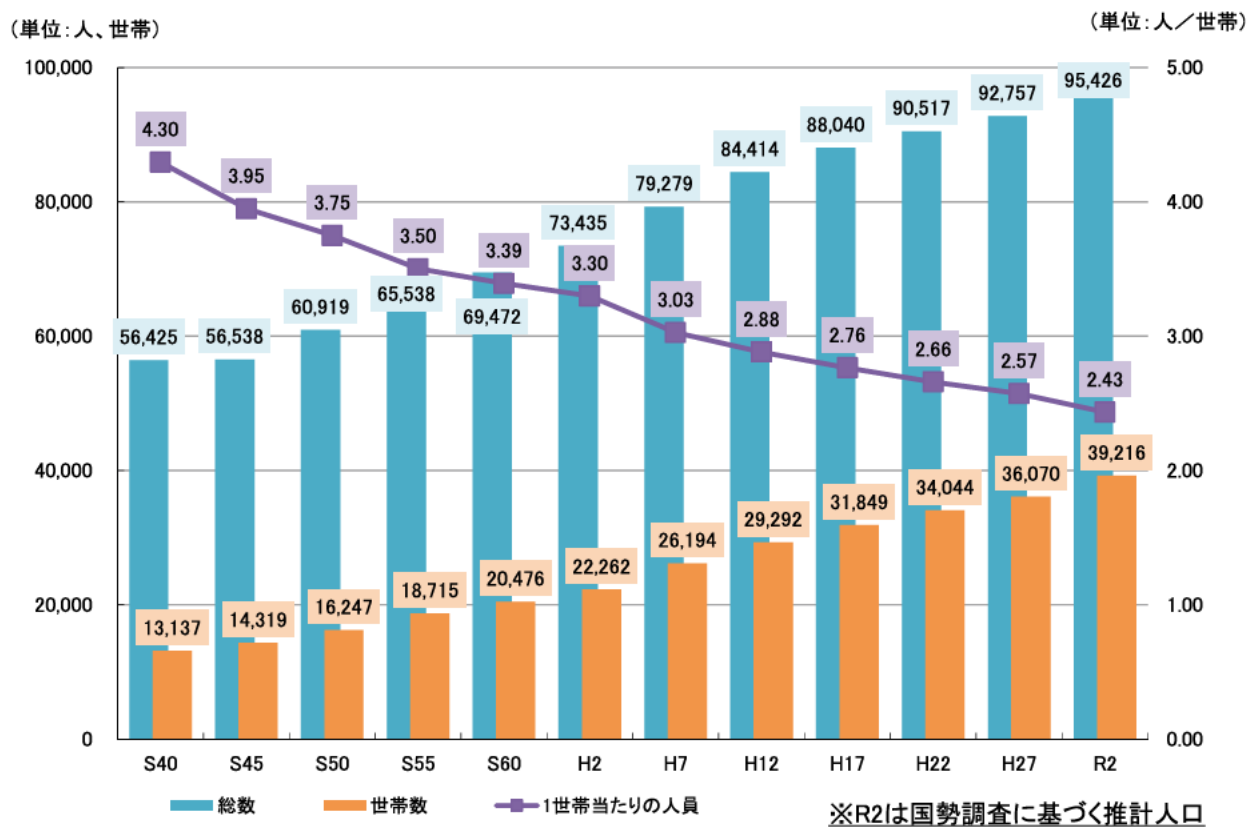
別表第3 (第7条関係)

企画政策課、安全対策課、財政課、地域げんき課、国保けんこう課、保護課、長寿介護課、地域包括支援センター、障がい福祉課、こども政策課、商工振興課、都市計画課、教育総務課、上下水道局業務課

2 大村市の状況(統計データ)

(1)人口・世帯の推移

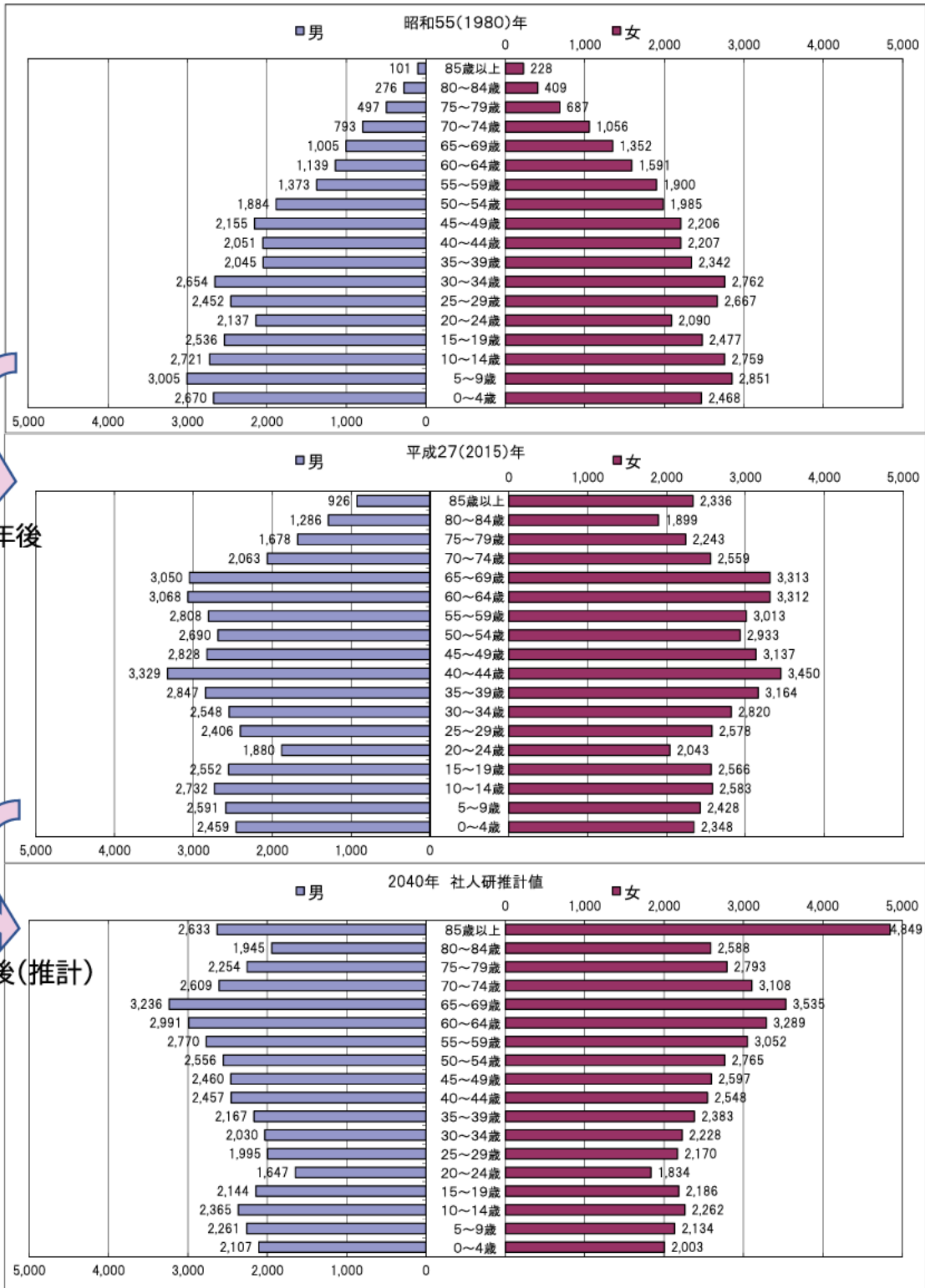
☑人口・世帯は増加を続けているが、1世帯あたりの人口は減少を続けている



人口、世帯数の推移【出典：国勢調査】

(2)性別・年齢別人口構成(人口ピラミッド)

☑「富士山型」から「逆富士型」に変化、少子高齢化の顕在化

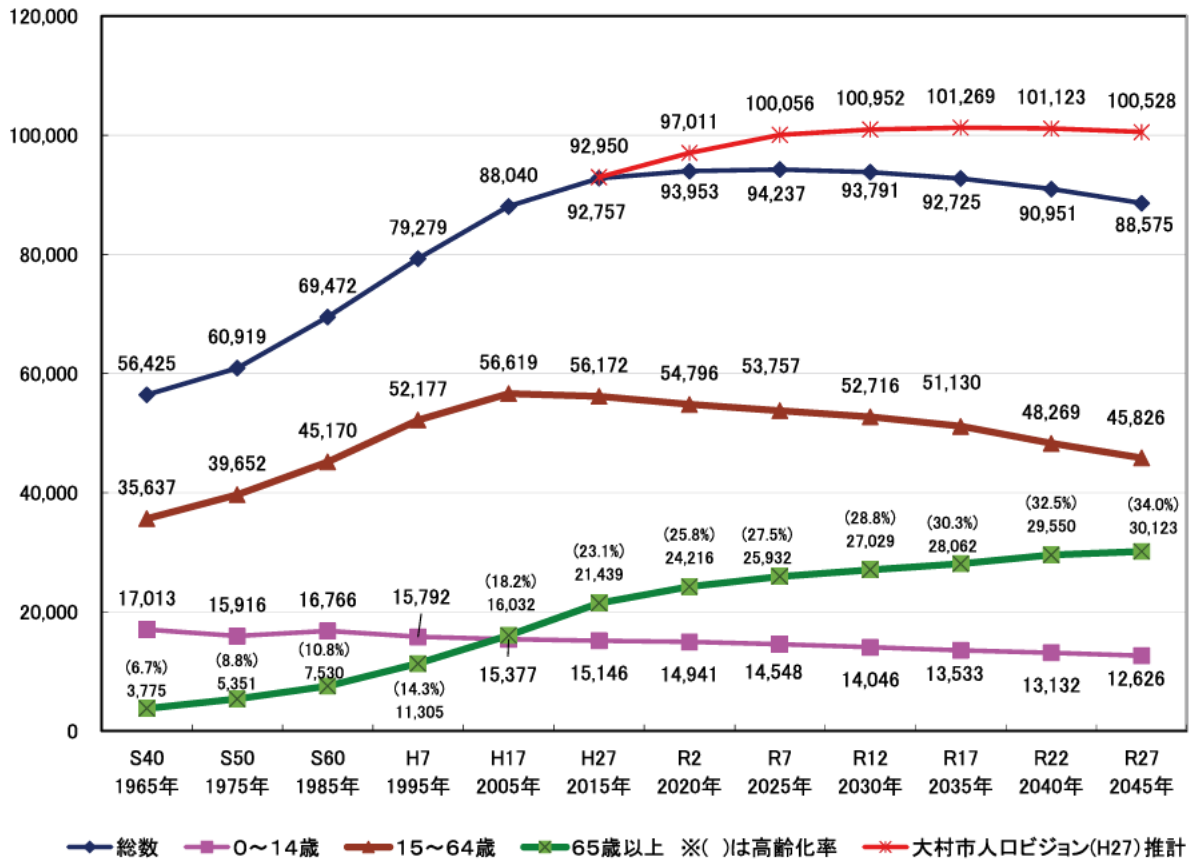


性別・年齢別人口構成【出典：国勢調査、社人研推計】

(3)人口推計(再掲)

☑少子高齢化が進行、将来的に人口減少へ転じる

(単位:人)

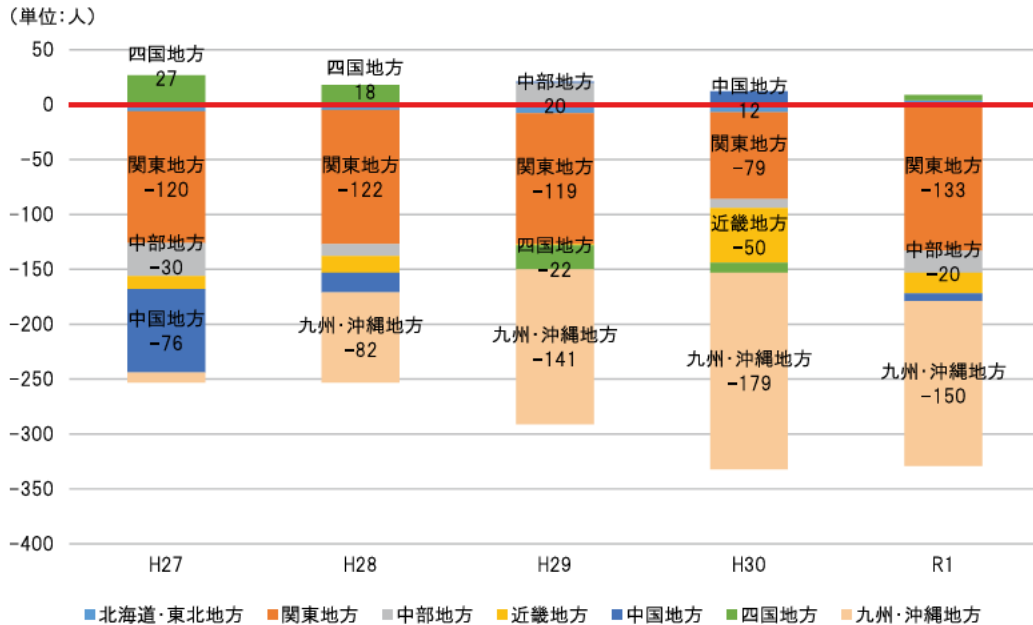


年齢区分別人口の推移・推計【出典：社人研推計、大村市人口ビジョン】

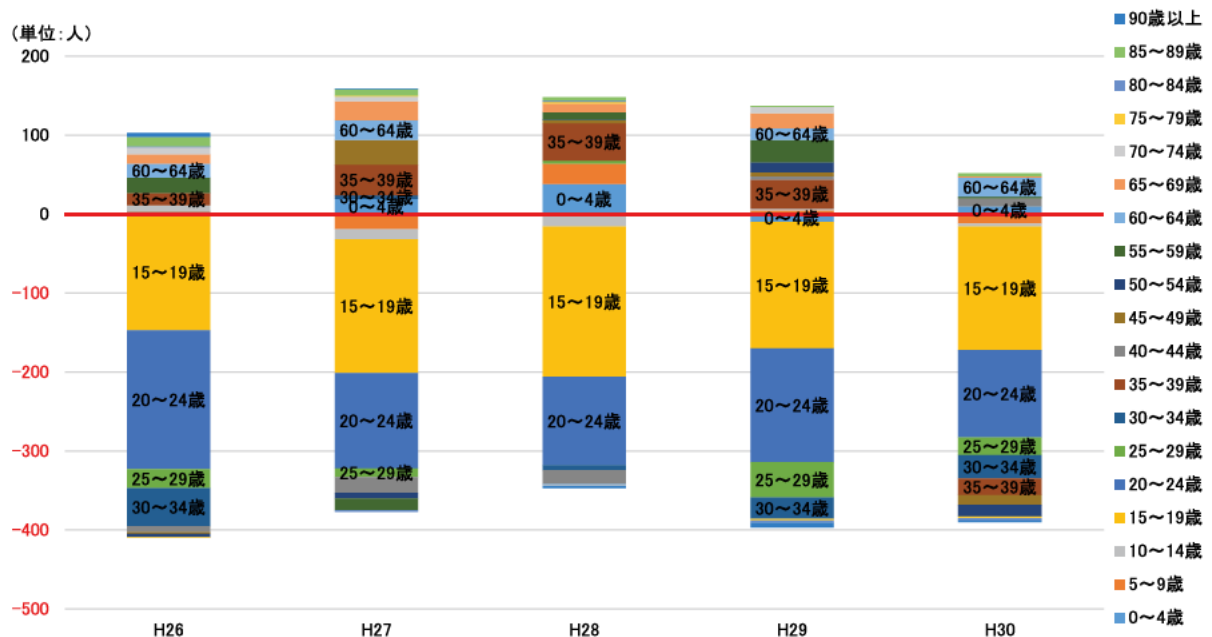
(4)人口異動の状況

①人口異動の推移（県外異動）

福岡県や東京都などの都市部へ、若年層の人口流出が続いている



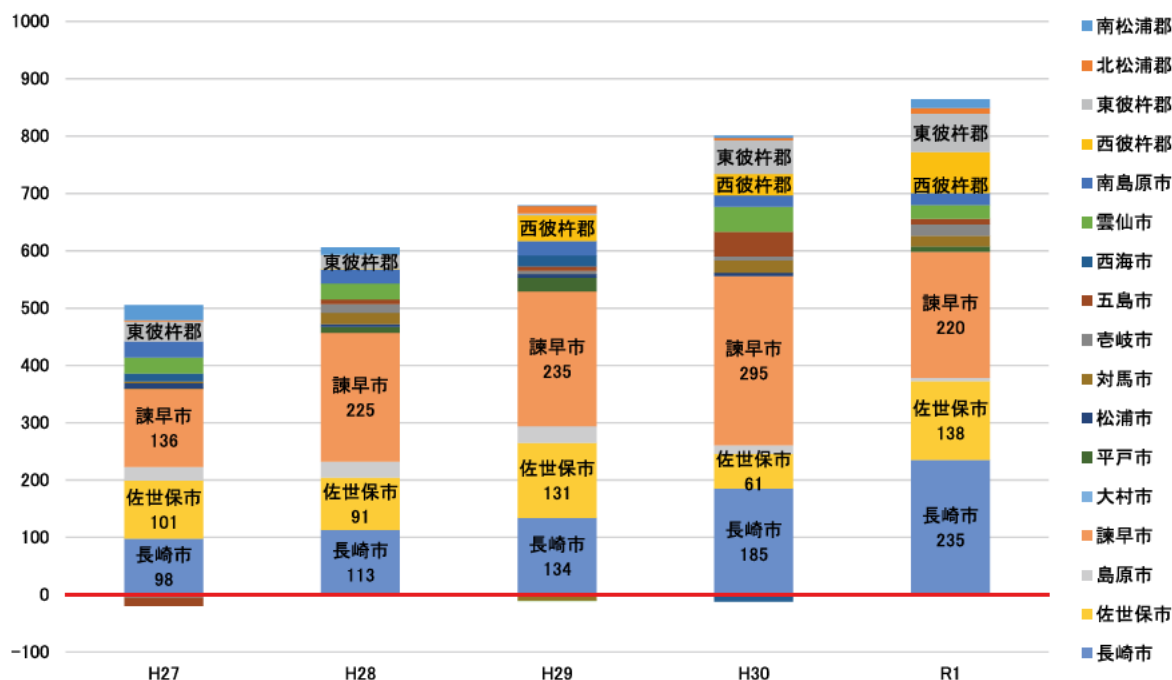
地域別人口異動推移【出典：長崎県異動人口調査】



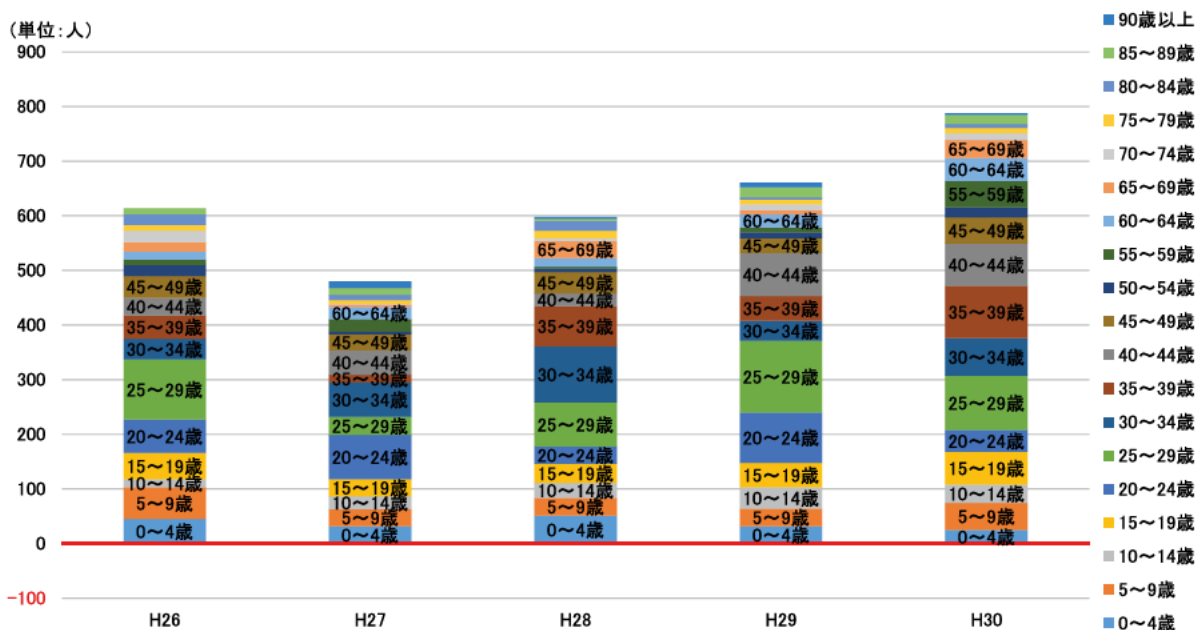
年齢区分別県外人口異動推移【出典：おおむらの統計】

②人口異動の推移（県内異動）

県内異動では転入超過が続いている。特に諫早市からの転入が多い



県内市町別人口異動推移【出典：長崎県異動人口調査】

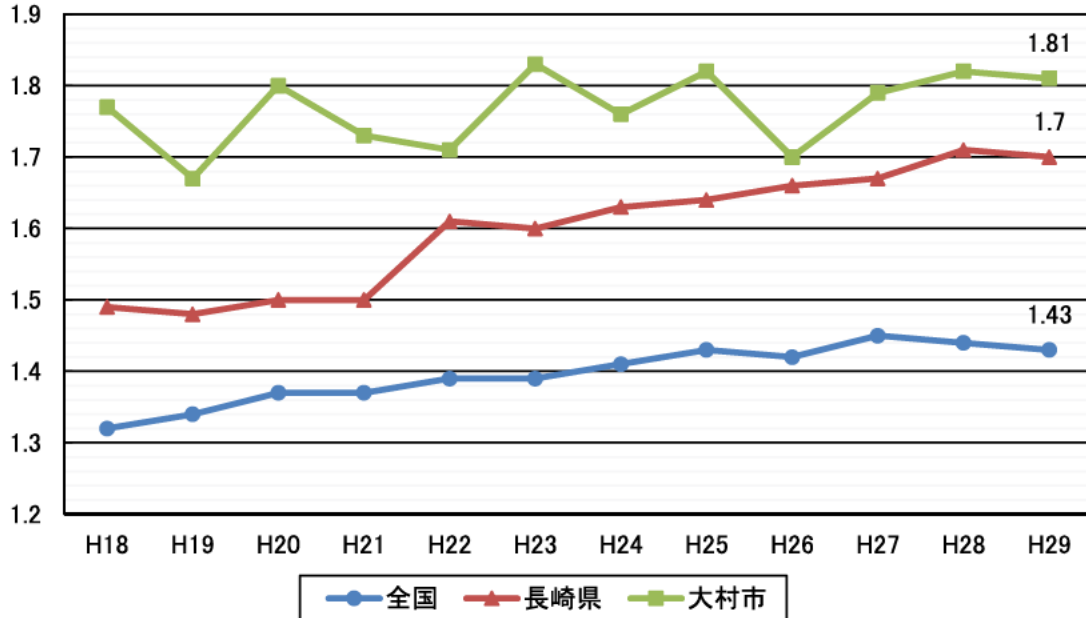


年齢区分別県内人口異動推移【出典：おおむらの統計】

③合計特殊出生率・自然動態の推移

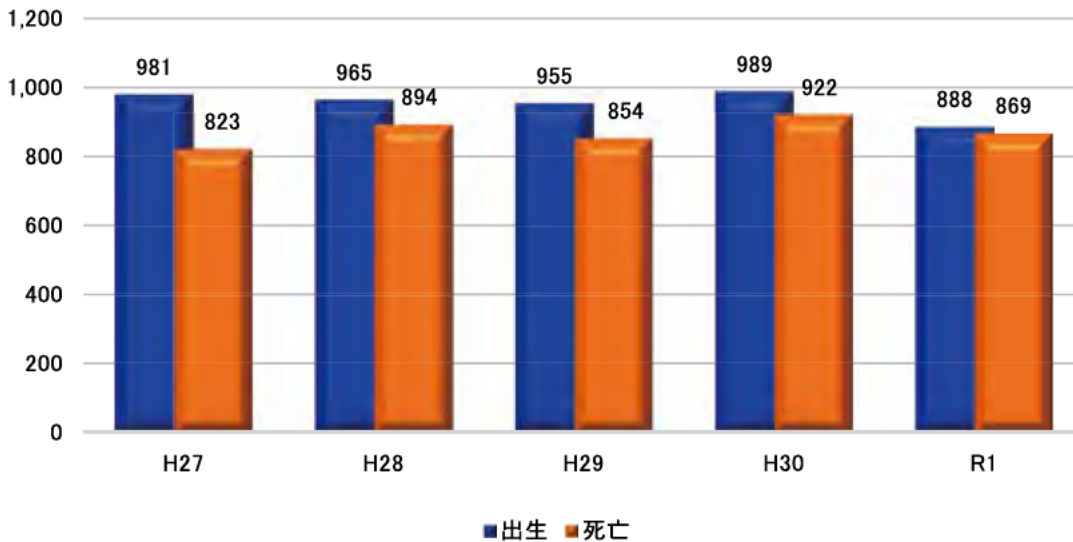
☑出生率は全国、県を上回り、自然増を維持している

(単位:人)



合計特殊出生率の推移【出典：長崎県衛生統計年報】

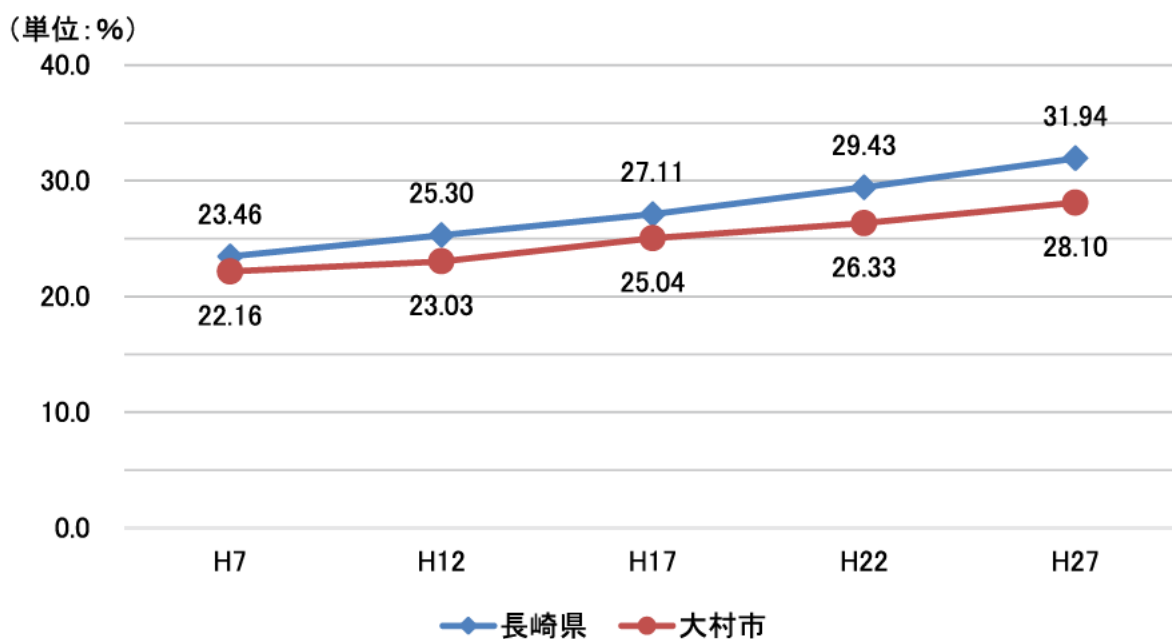
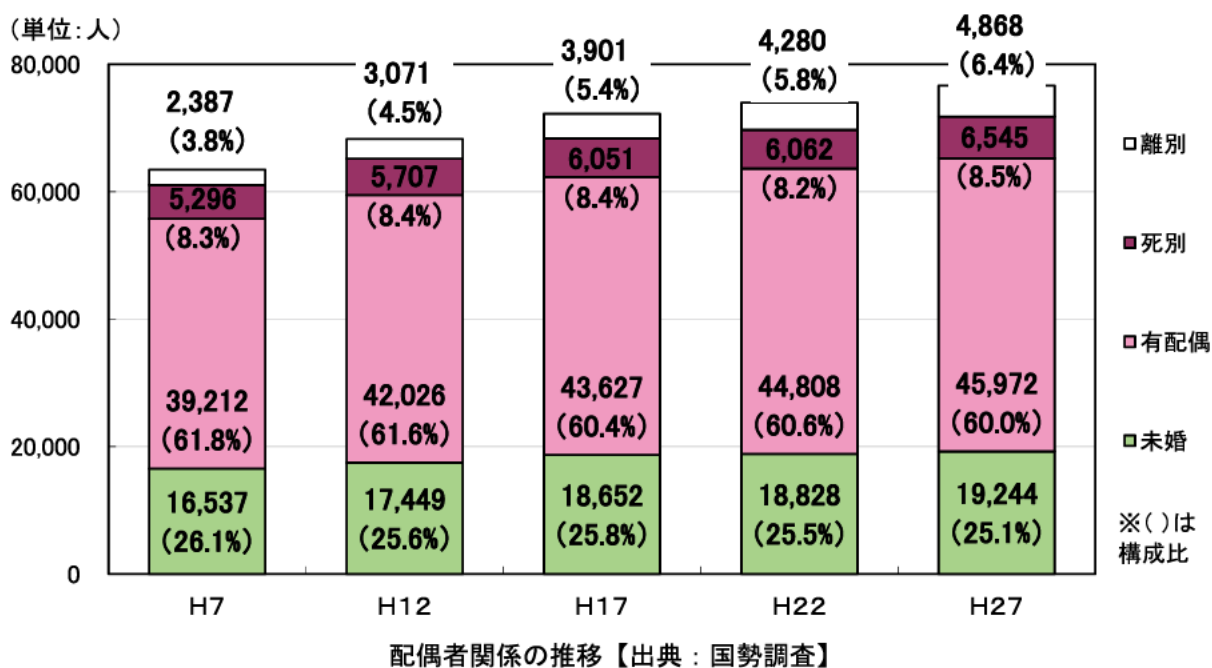
(単位:人)



出生・死亡の推移【出典：長崎県異動人口調査】

(5) 配偶者関係、単身世帯の推移(再掲)

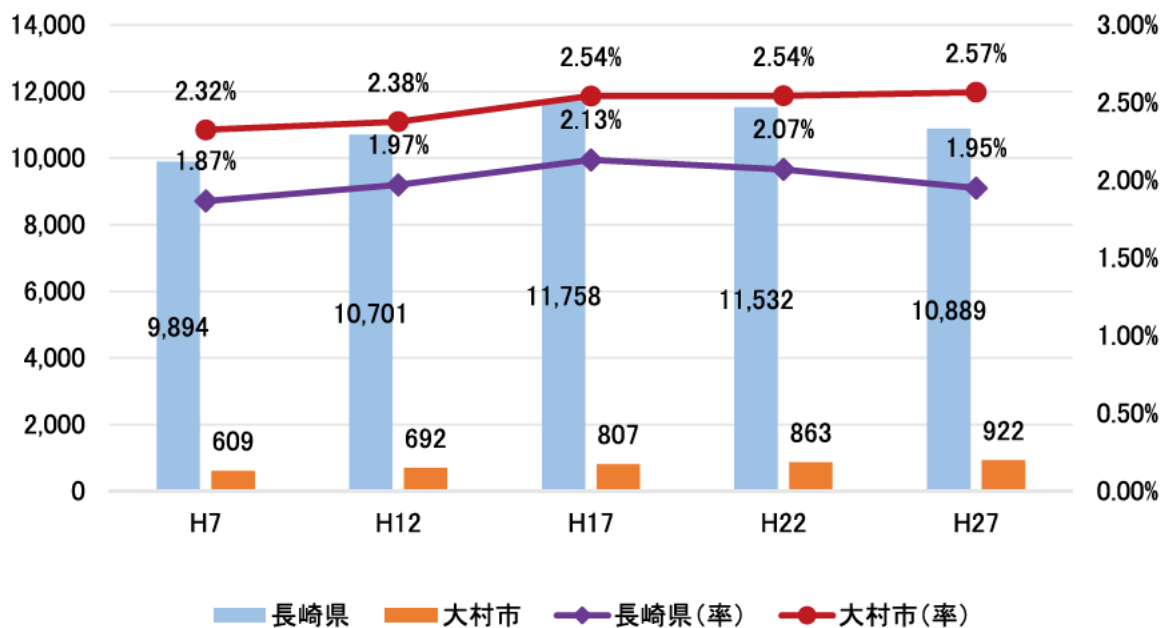
既婚者の比率が減少傾向、単身世帯比率は増加



(6)ひとり親家庭の推移

☑ひとり親家庭の割合は県より高く、増加傾向

(単位：世帯)

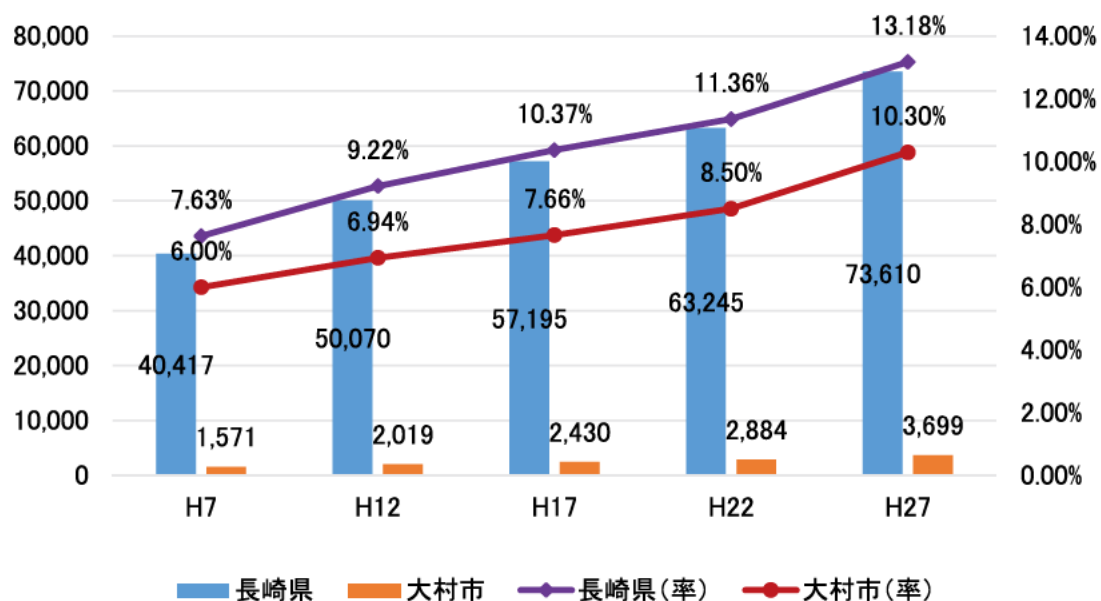


ひとり親家庭世帯数、世帯比率【出典：国勢調査】

(7) 高齢者世帯の推移(再掲)

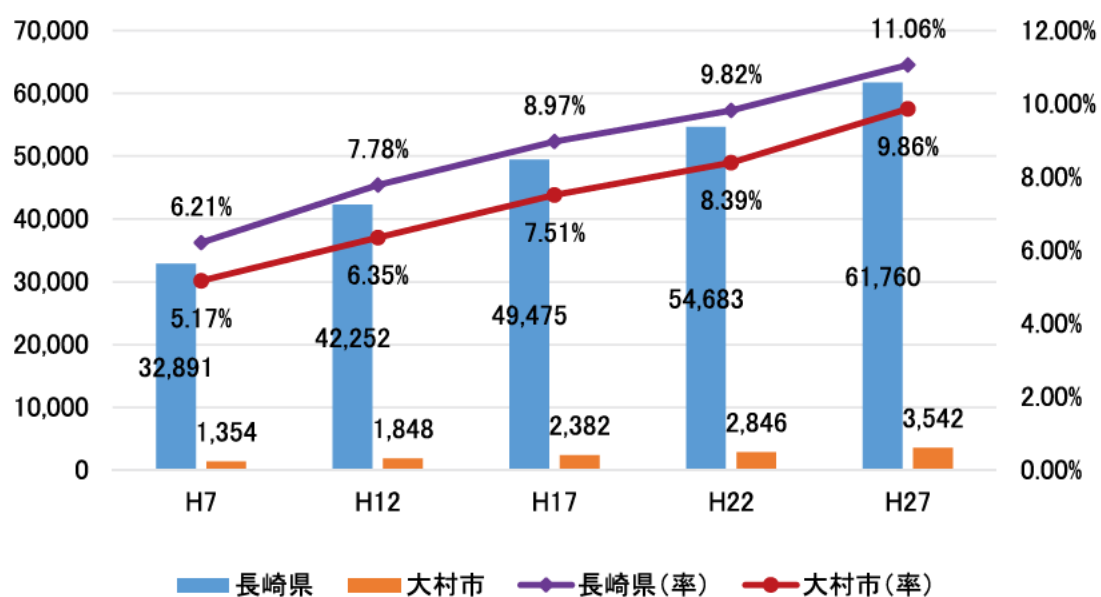
高齢化の進行により、高齢者のみの世帯が増加を続けている

(単位:世帯)



高齢者単身世帯、総世帯数に対する比率の推移【出典：国勢調査】

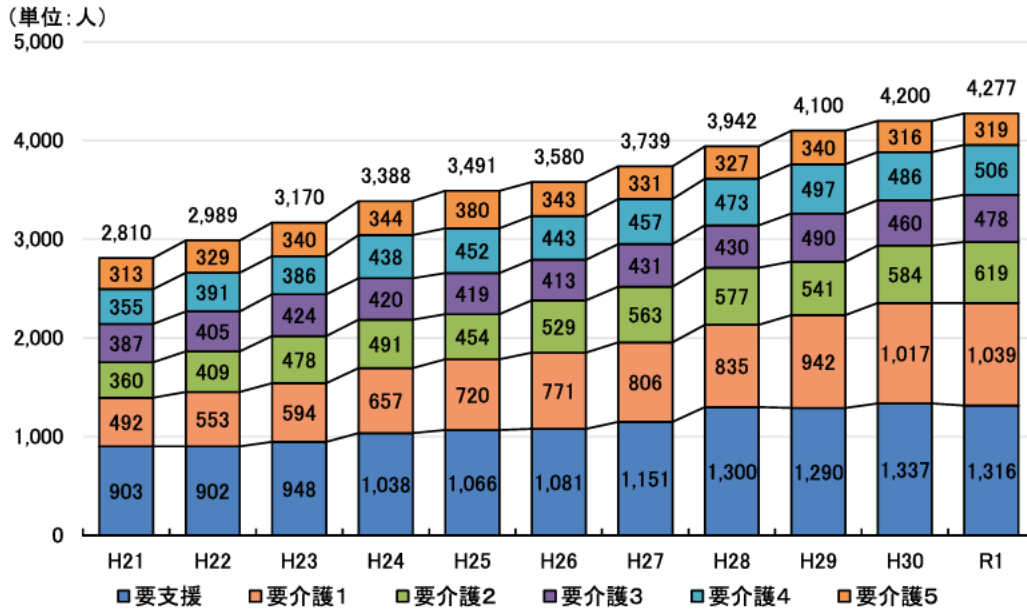
(単位:世帯)



高齢者夫婦のみ世帯数、総世帯数に対する比率の推移【出典：国勢調査】

(8)要介護認定者の推移(再掲)

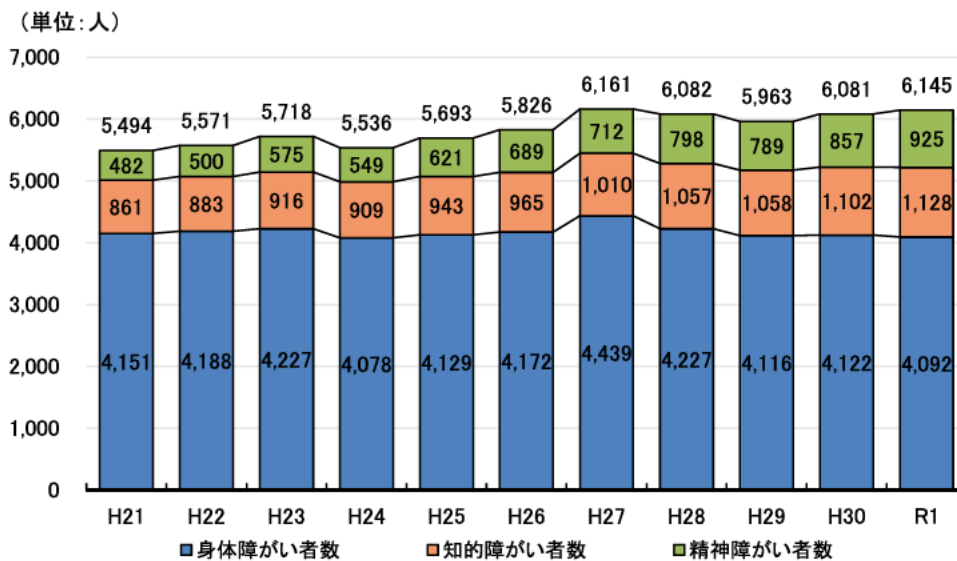
☑介護を受ける人は増加を続けている



介護度別認定者数の推移【大村市内部資料をもとに作成】

(9)障がい者の推移(再掲)

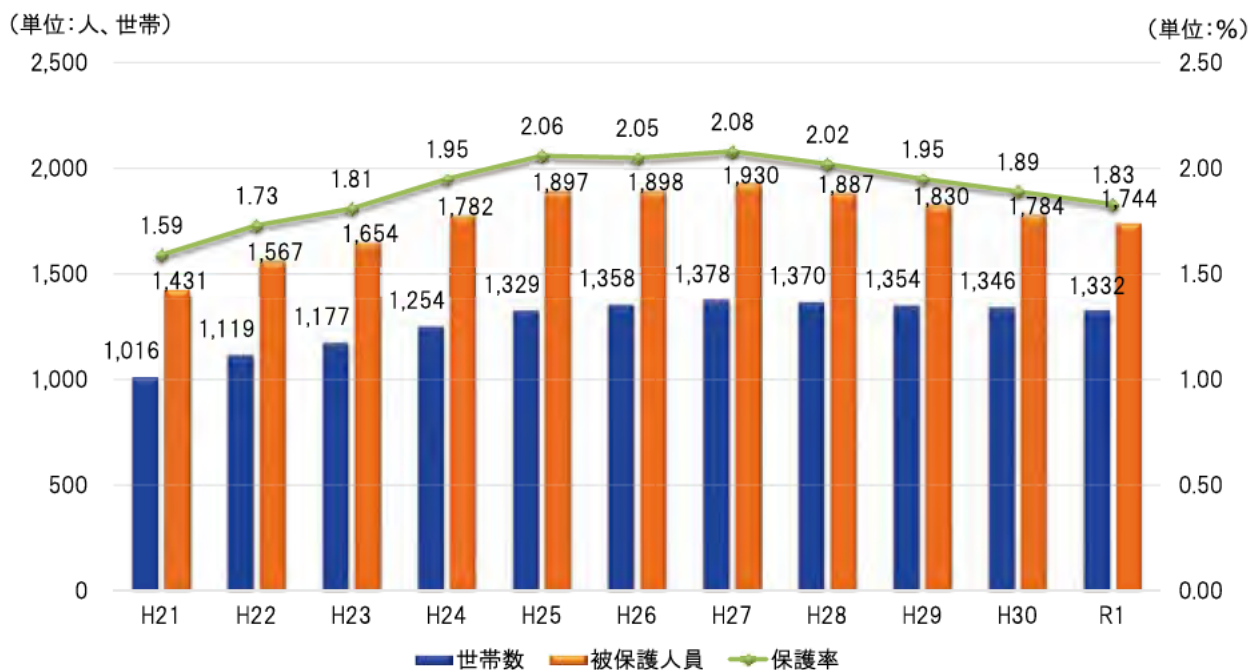
☑障がいのある方は横ばいから微増傾向



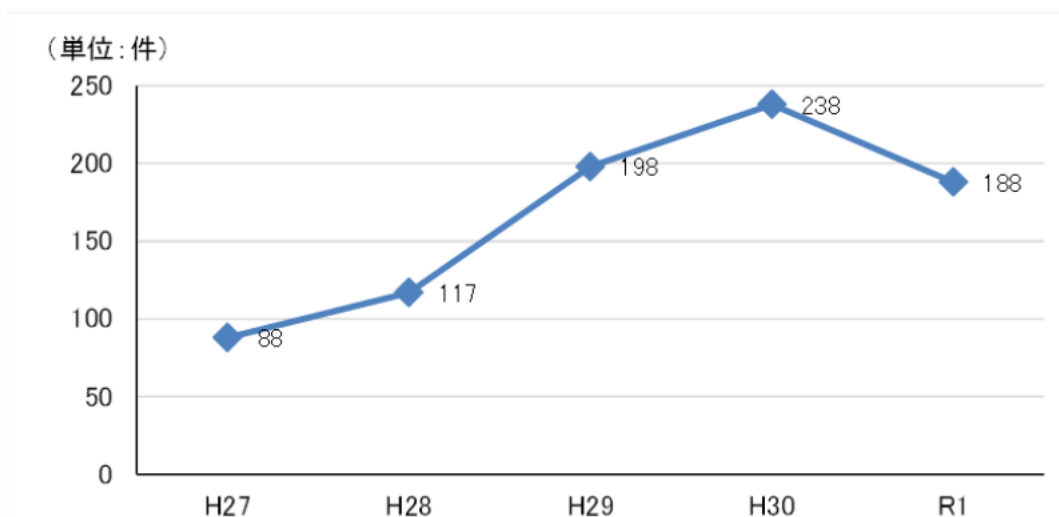
障がい手帳所有者数の推移【大村市内部資料をもとに作成】

(10)生活保護の推移

生活保護者は増加していたが、減少に転じた



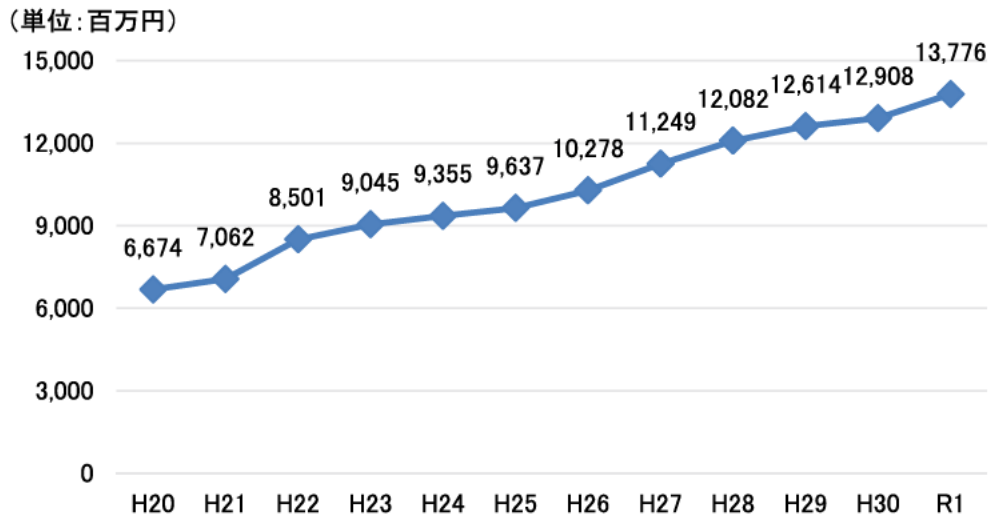
生活保護世帯の推移【出典：おおむらの統計】



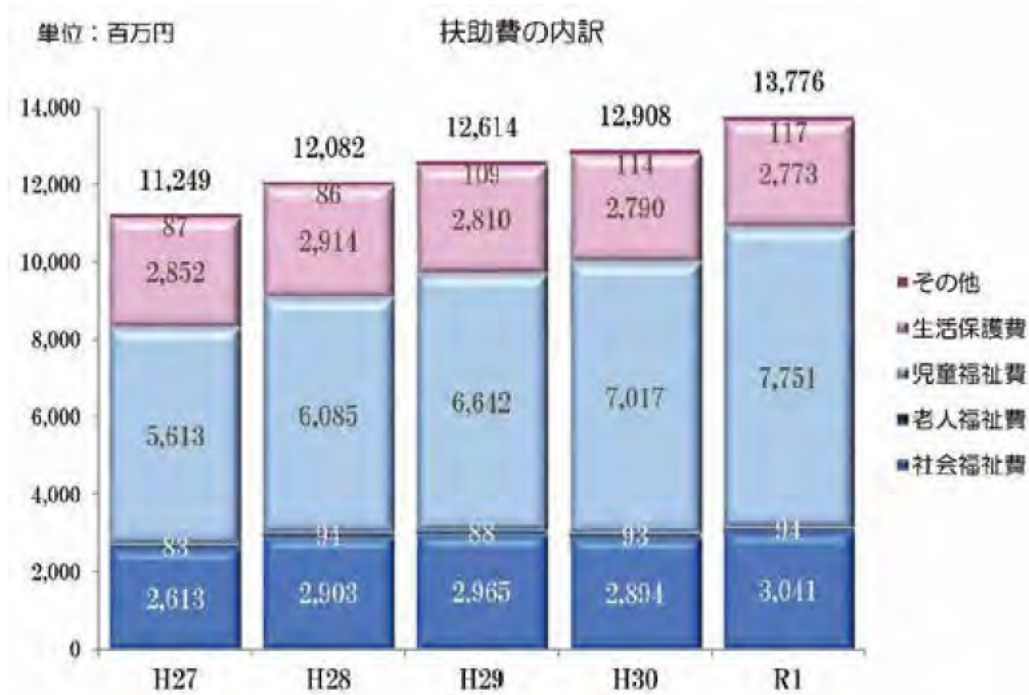
生活困窮者自立相談支援事業相談件数の推移【大村市内部資料をもとに作成】

(11)市扶助費の推移

☑扶助費は増加を続けており、今後も増加を続けると考えられる



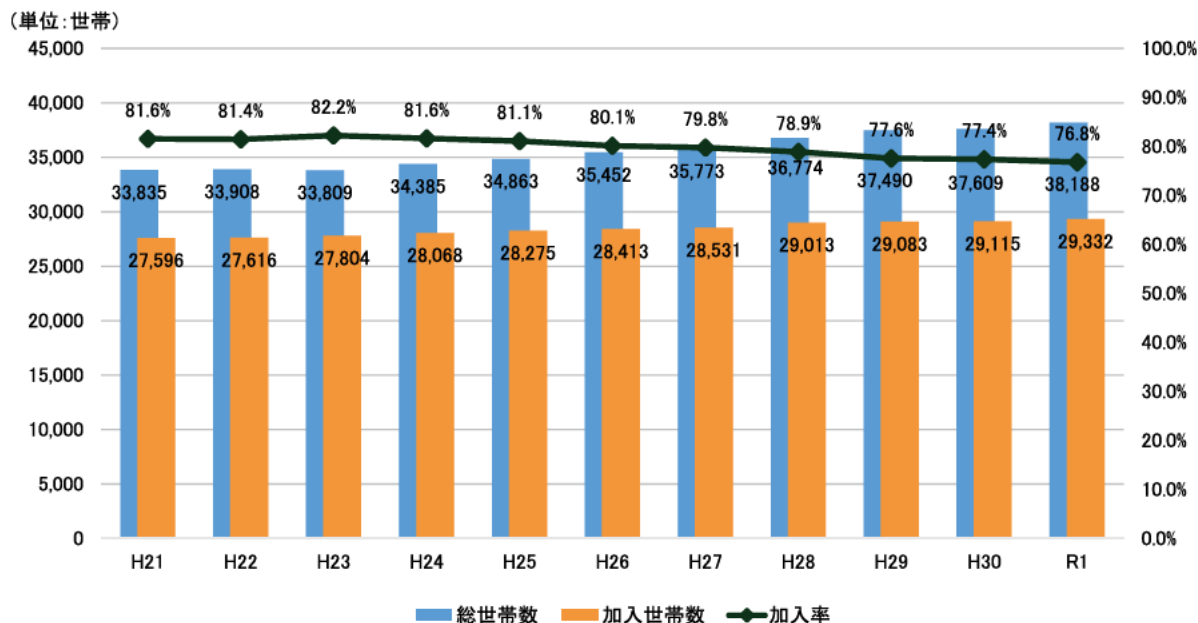
扶助費の推移【大村市内部資料をもとに作成】



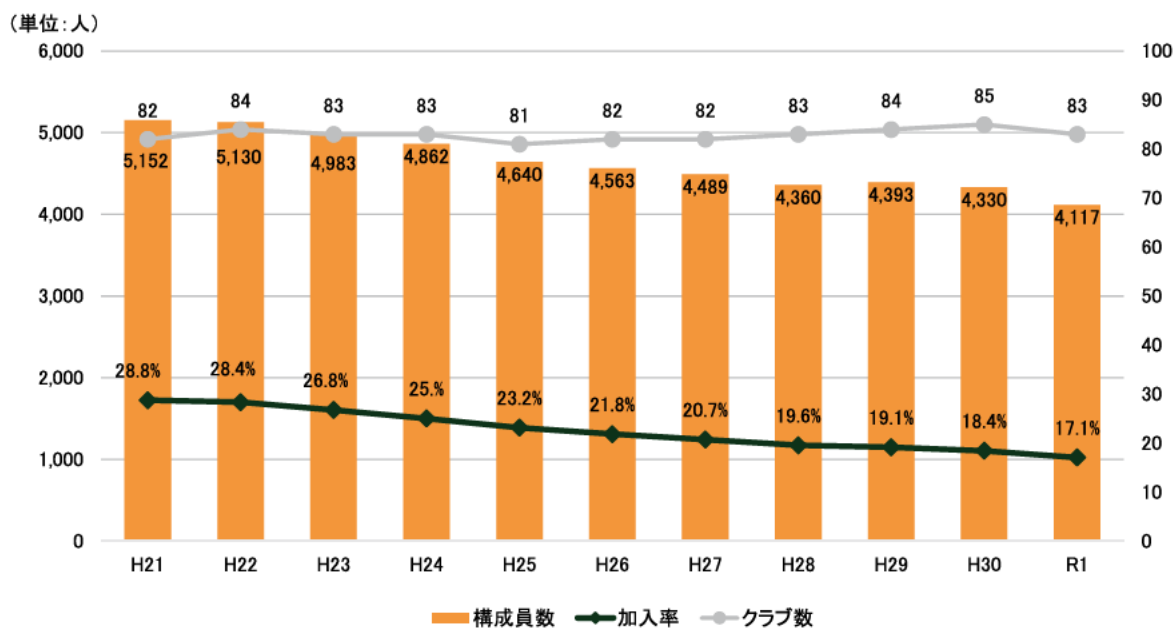
扶助費の内訳【出典:令和元年度大村市決算概要】

(12) 地域活動組織の推移(再掲)

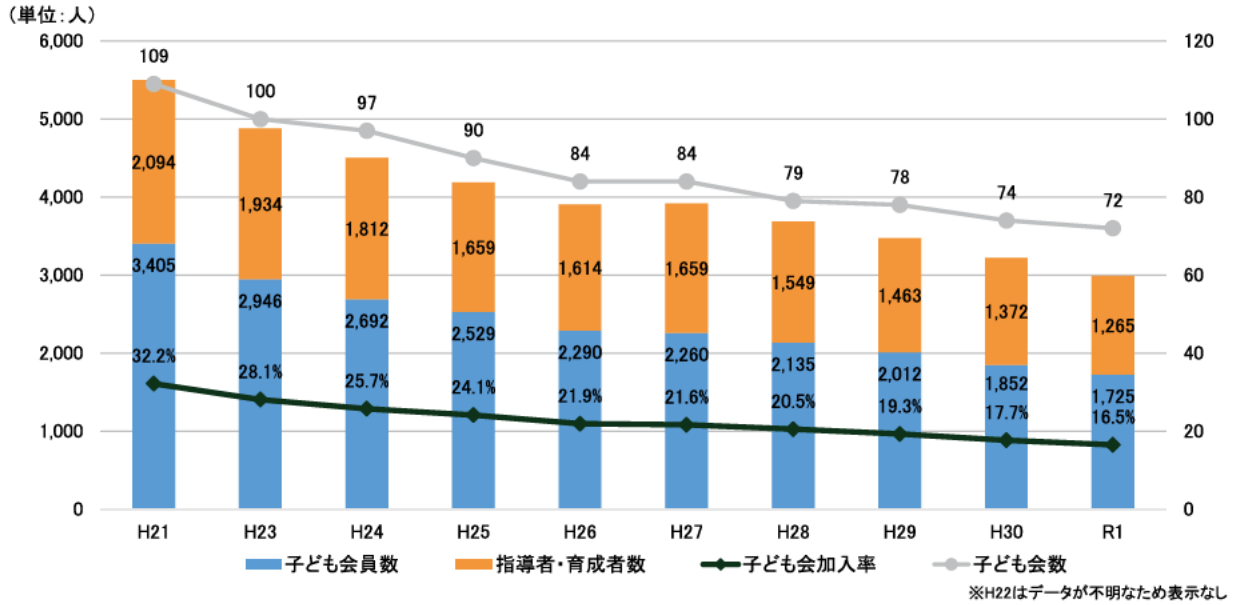
町内会等加入率は減少が続いている



町内会加入世帯、加入率の推移【大村市内部資料をもとに作成】



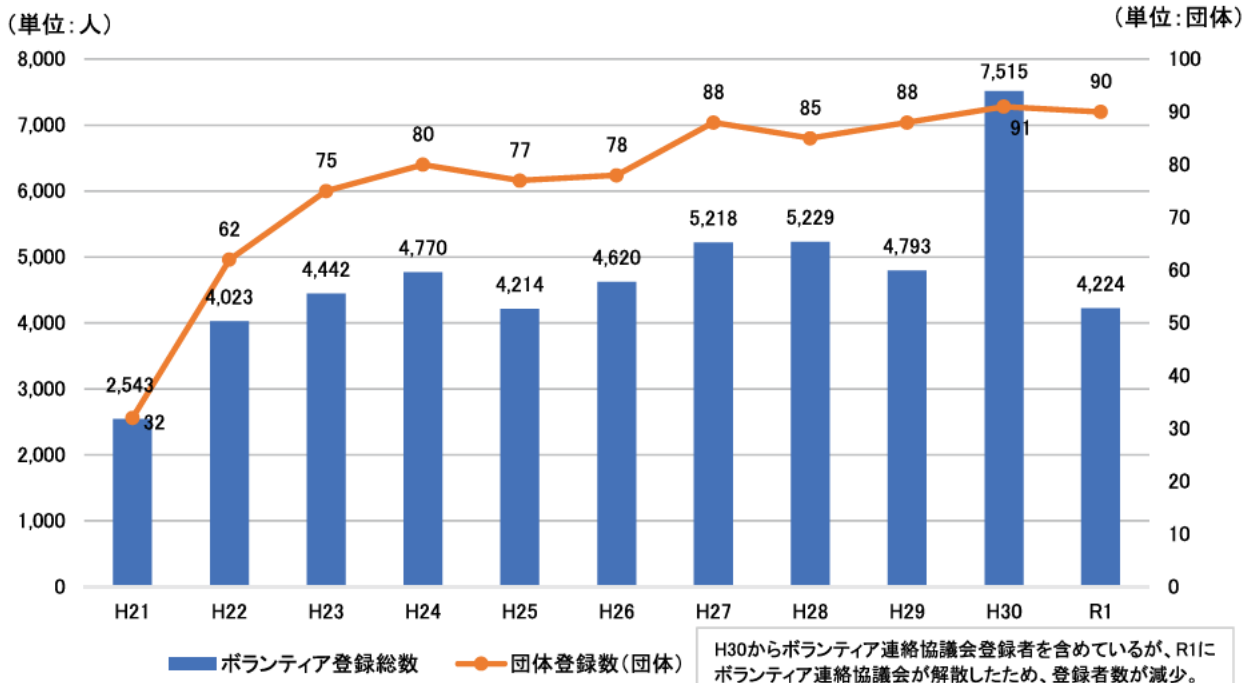
老人クラブ加入者数、加入率の推移【大村市内部資料をもとに作成】



子ども会参加者数、加入率の推移【大村市内部資料をもとに作成】

(13) ボランティア登録の推移

☑ ボランティア数は横ばいで推移



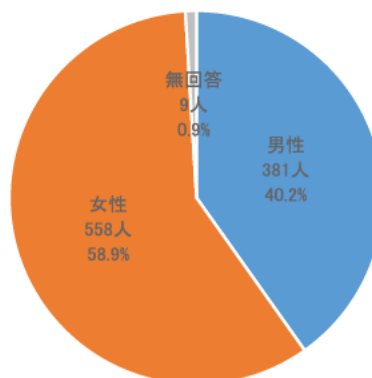
ボランティア登録者、団体数の推移【大村市内部資料をもとに作成】

3 地域の支え合いに関するアンケート結果詳細

(1)ご自身に関すること

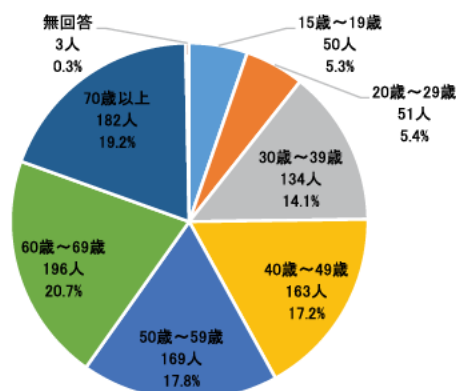
問1 あなたの性別を教えてください。(単回答)

回答者の性別については男性が40.2% (381人)、女性が58.8% (558人)、無回答0.9% (9人)となりました。



問2 あなたの年齢を教えてください。(単回答)

回答者の年齢層は、年齢が高くなるにつれて回答者数も多くなり、60代が最も多くなっています。



問3 あなたのお住いの地域（小学校区）を教えてください。(単回答)

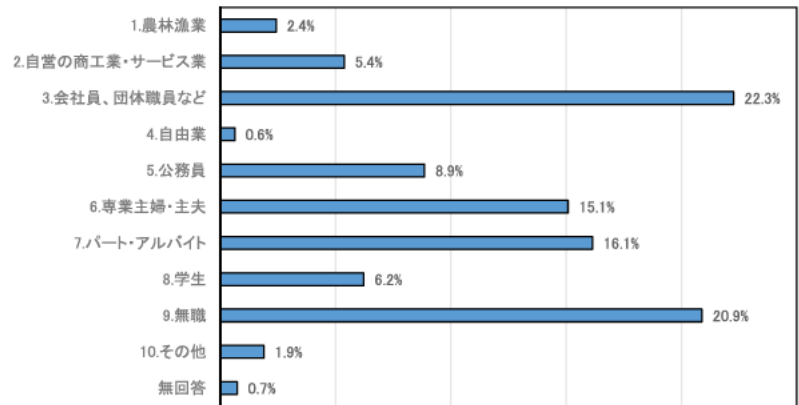
小学校区別の回答状況について、回答者数が最も多いのは竹松小学校区 (125名 : 13.2%) で、次いで西大村小学校区 (119名 : 12.6%)、大村小学校区 (117名 : 12.3%) となっています。

回収率では、萱瀬小校区 (40.0%) が最も多く、次いで大村小学校区 (37.3%)、旭が丘小学校区 (37.3%) となっています。

小学校区	対象者数	回答者数	回収率	構成比
三浦小学校区	82	29	35.4%	3.1%
鈴田小学校区	76	21	27.6%	2.2%
大村小学校区	314	117	37.3%	12.3%
旭が丘小学校区	255	95	37.3%	10.0%
東大村小学校区	23	6	26.1%	0.6%
三城小学校区	327	94	28.7%	9.9%
西大村小学校区	396	119	30.1%	12.6%
放虎原小学校区	306	74	24.2%	7.8%
中央小学校区	225	70	31.1%	7.4%
竹松小学校区	403	125	31.0%	13.2%
富の原小学校区	341	109	32.0%	11.5%
萱瀬小学校区	50	20	40.0%	2.1%
黒木小学校区	6	2	33.3%	0.2%
福重小学校区	133	40	30.1%	4.2%
松原小学校区	63	14	22.2%	1.5%
無回答	-	13	-	1.4%
合計	3,000	948	31.6%	100.0%

問4 あなたのお仕事を教えてください。(複数回答)

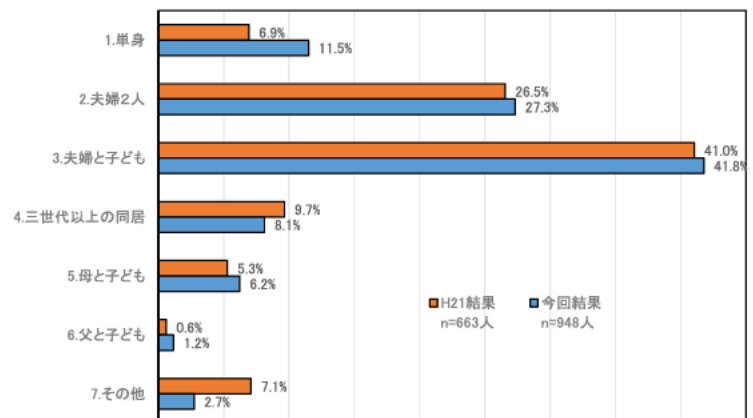
職業別では、「3. 会社員、団体職員など」(22.3%)が最も多く、以下「9. 無職」(20.9%)、「7. パート・アルバイト」(16.1%)となっています。



問5 あなたの世帯構成を教えてください。(単回答)

世帯構成は、「3. 夫婦と子ども」(41.8%)が最も多く、前回調査41.0%から若干増加をしました。

一方で、「1. 単身」は前回調査6.9%から大きく増加し11.5%となっています。また、「1. 単身」と回答した方を年齢別にみると60代以上の方が半数以上を占めています



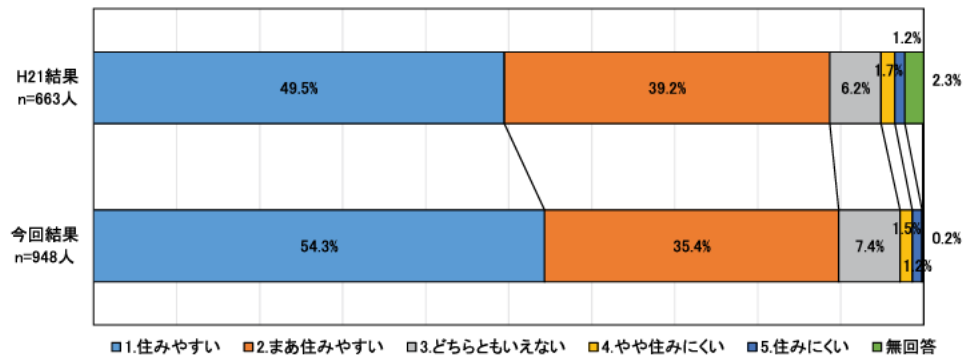
(2)生活環境について

問6 あなたは大村市を住みやすいと感じていますか。(単回答)

「住みやすい」「まあ住みやすい」を合わせた『大村市は住みやすい』と感じている人は、前回調査 88.7%に対して今回が 89.7%と 1.0%増加しました。

長崎県の中央に位置し、空港や高速道路インターチェンジなどがあることで各都市への交通アクセスの利便性の高さや、平野部が多くコンパクトな街でありながら地価が比較的安いこと、子どもや高齢者などに対し福祉施策の取組を進めてきたことなどを背景に、住みやすいと感じている方が増えているものと考えられます。

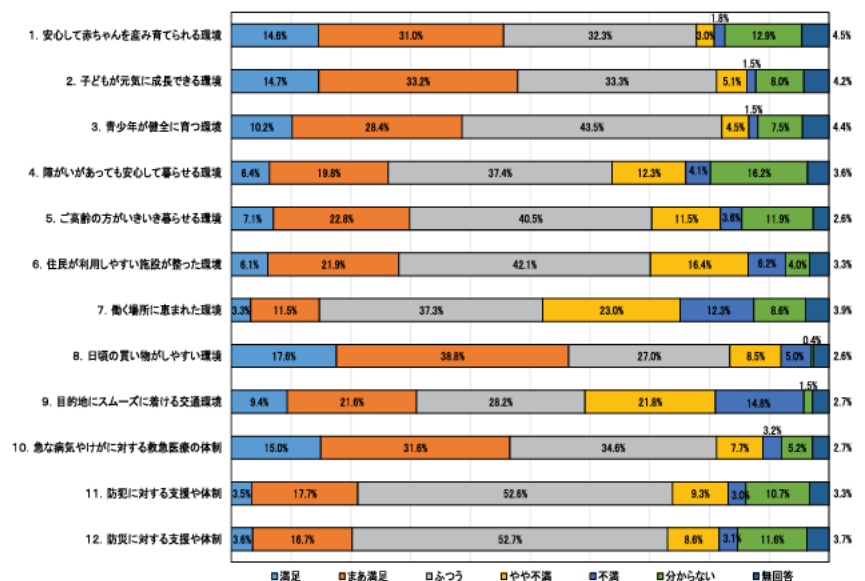
また、年代別では、10代で見ると「やや住みにくい」と「住みにくい」を合わせた『大村市は住みにくい』と感じている割合が 6.0%と、年代別で最も多くなっています。



問7 あなたは身の回りの環境についてどう感じていますか。(単回答)

「満足」と「まあ満足」を合わせた『満足』は、「8.日頃の買い物がしやすい環境」(56.4%)が最も多く、以下「2.子どもが元気に成長できる環境」(47.9%)、「10.急な病気やけがに対する救急医療の体制」(46.6%)となっています。

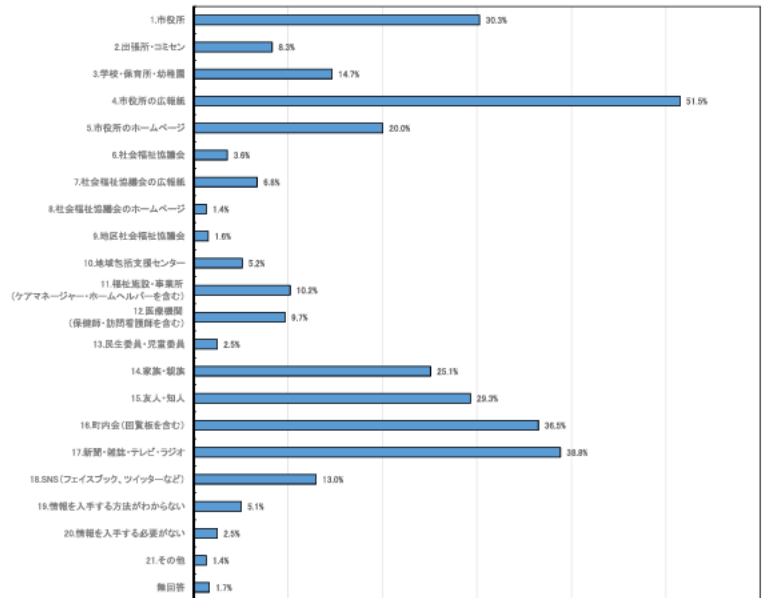
また、「やや不満」と「不満」を合わせた『不満』では、「9.目的地にスムーズに着ける交通環境」が 36.6%で最も多く、以下「7.働く場所に恵まれた環境」(35.4%)、「6.住民が利用しやすい施設が整った環境」(22.6%)となっています。



(3) 情報発信のあり方について

問8 あなたは福祉に関する必要な情報を主にどこから入手していますか。(複数回答)

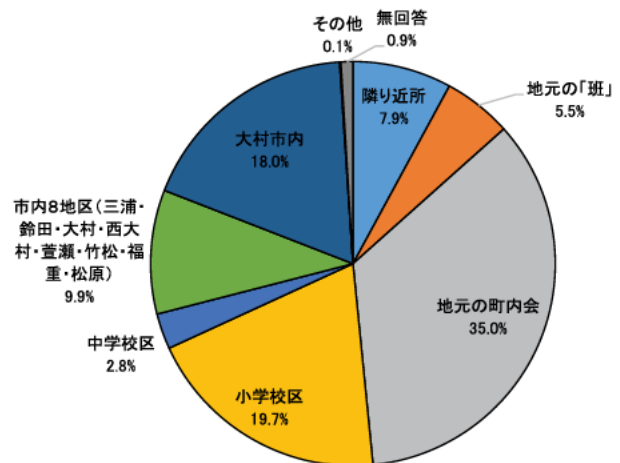
福祉に関する情報の入手先として「4. 市役所の広報紙」(51.5%)が最も多く、以下「17. 新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」(38.8%)、「16. 町内会(回覧板を含む)」(36.5%)となっています。広報おおむらや回覧板等の町内会からの情報は、町内会未加入世帯に対して届かないことが多いため、そうした方への情報の届け方の工夫をする必要があります。



(4) 地域の関りについて

問9 あなたは「地域」という言葉を聞いたとき、最初に思い浮かべる「地域」の範囲は次のどれになりますか。(単回答)

「地域」の範囲で最も多かったのは「地元
の町内会」(35.2%)で、以下「小学校区」
(19.8%)、「大村市内」(18.0%)となってい
ます。

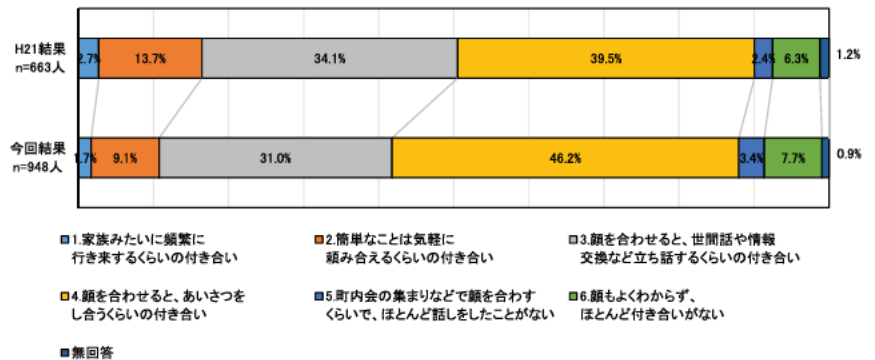


問10 あなたは今、隣り近所とどの程度お付き合いがありますか。(単回答)

近所との繋がりに関する質問については、「3.顔を合わせると、あいさつをし合うぐらいの付き合い」(46.2%)が最も多くなっています。

前回調査と比較すると、隣り近所との付き合いが希薄化し適度な距離を置く傾向になりつつあることが分かります。

年代別では、特に20代、30代で隣り近所との付き合いが希薄化しています。

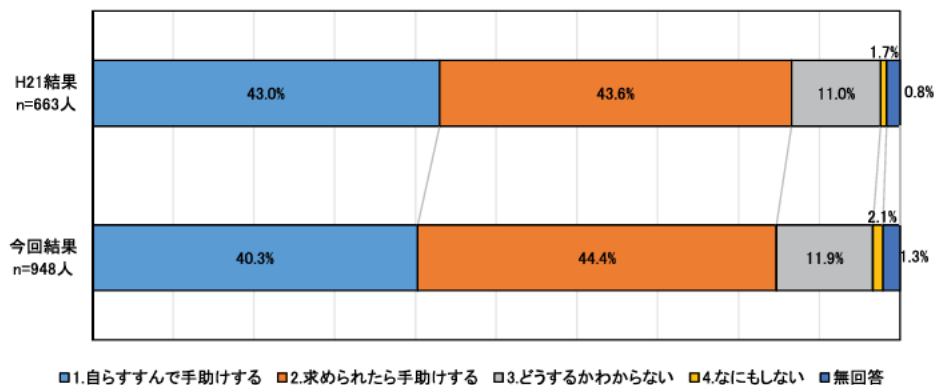


(5)助け合い、支え合いについて

問11 あなたは、近所やまちなかで困っている人を見かけたらどうしますか。(単回答)

「自ら進んで助ける」と「求められたら手助けする」を合わせると84.7%で、前回調査時の合計86.6%から若干減少しています。

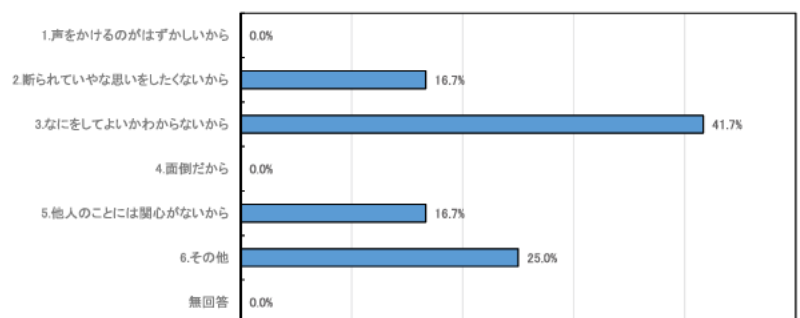
助け合い、支え合いに対する意識を高めるための取り組みを進める必要があります。



問12 問11で「4. なにもしない」と回答されたのはどんな理由ですか。(単回答)

問11で「4. なにもしない」(n=12人)と回答した理由で最も多いのが「何をしてよいのかわからない」(41.7%)で、以下「その他」(25.0%)となっています。

「その他」の内容は、「身体障がい者だから」、「あやしい人と思われるそう」などがありました。

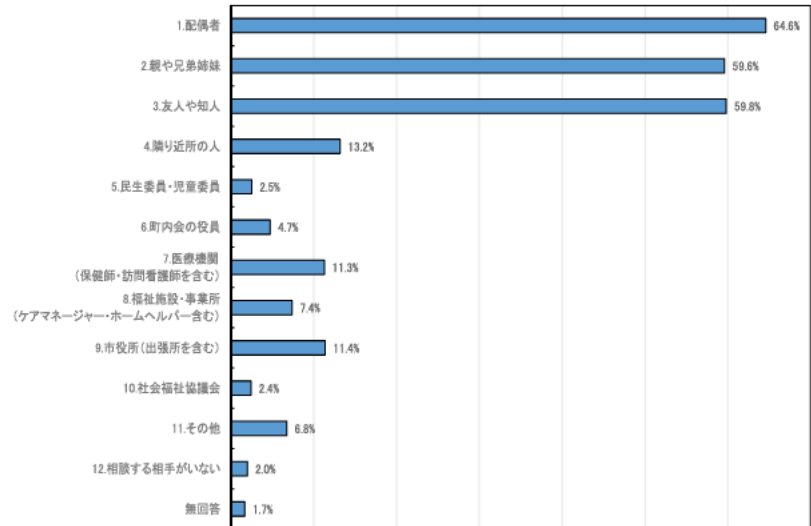


問13 あなたは、困ったときや不安を感じる時、誰に相談しますか。(複数回答)

困った時の相談相手で、最も多かったのは「1. 配偶者」(64.6%)で、以下「3. 友人や知人」(59.8%)、「2. 親や兄弟姉妹」(59.6%)となっており、身内への相談が多くなっています。

「5. 民生委員・児童委員」や「10. 社会福祉協議会」に対して相談する方の割合は低く、相談窓口としてあまり認知されていないと思われます。

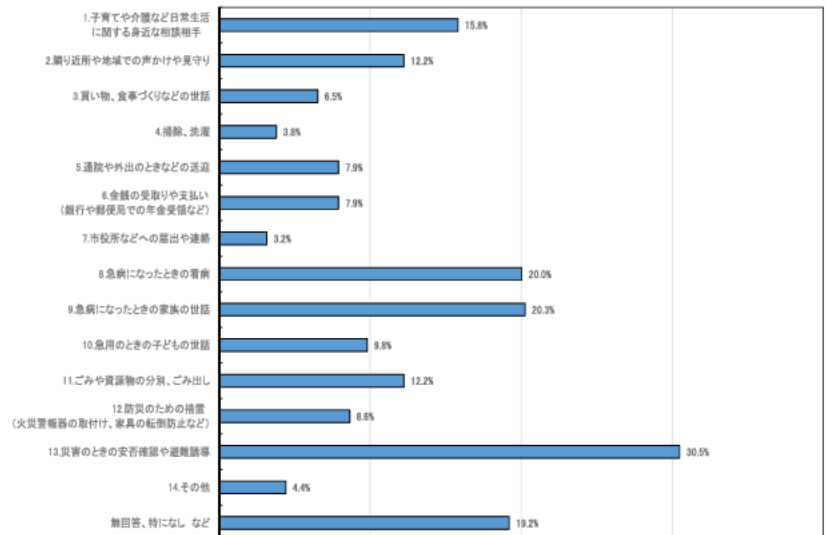
また、「12. 相談する相手がいない」も2.0%あり、そうした方の困りごとをいかにして受け止めるかといった課題もあります。



問14 あなたが、いま気にかかっていることで、手助けを求めるならどんなことですか。(複数回答)

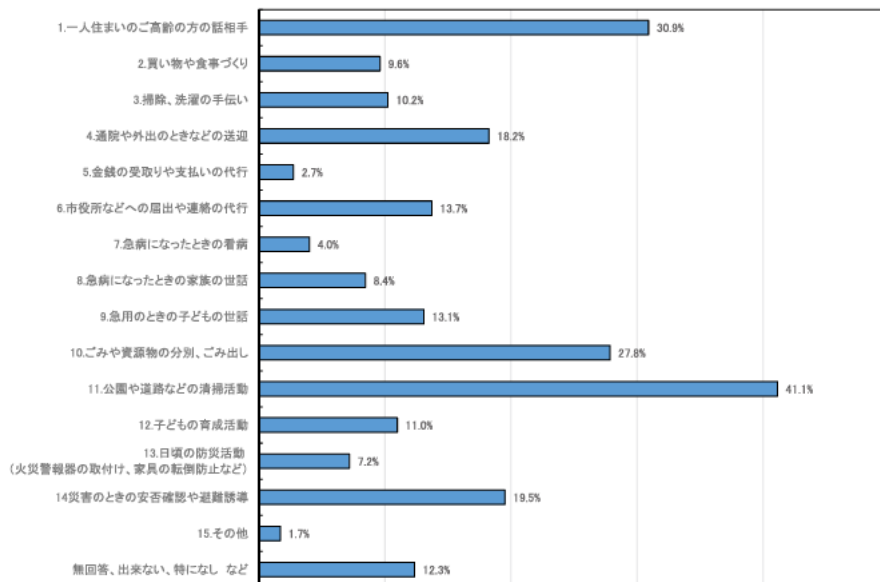
手助けを求めることとして、「13. 災害の時の安否確認や避難誘導」(30.5%)が最も多く、災害に対する意識や不安の高まりが感じられます。

また、「9. 急病になった時の家族の世話」(20.3%)、「8. 急病になったときの看病」(20.0%)といった、急病時に対する不安も多くなっています。



問15 あなたが隣り近所や地域のなかで手助け出来るとしたら、どんなことですか。
(複数回答)

地域のなかで手助けが出来ることとして、「11. 公園や道路などの清掃活動」(41.1%)が最も多く、以下「1. 一人住まいのご高齢の話し相手」(30.9%)、「10. ごみや資源物の分別、ゴミ出し」(27.8%)となっています。

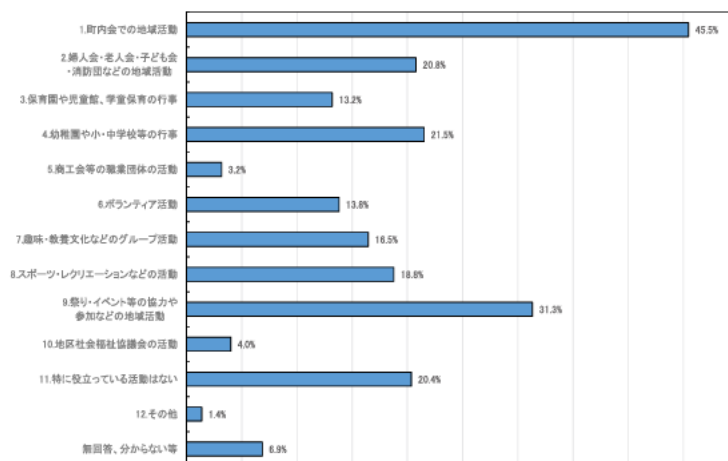


(6)地域の活動について

問16 あなたは、地域住民とのふれあいの役に立っている行事や活動は何だと思えますか。

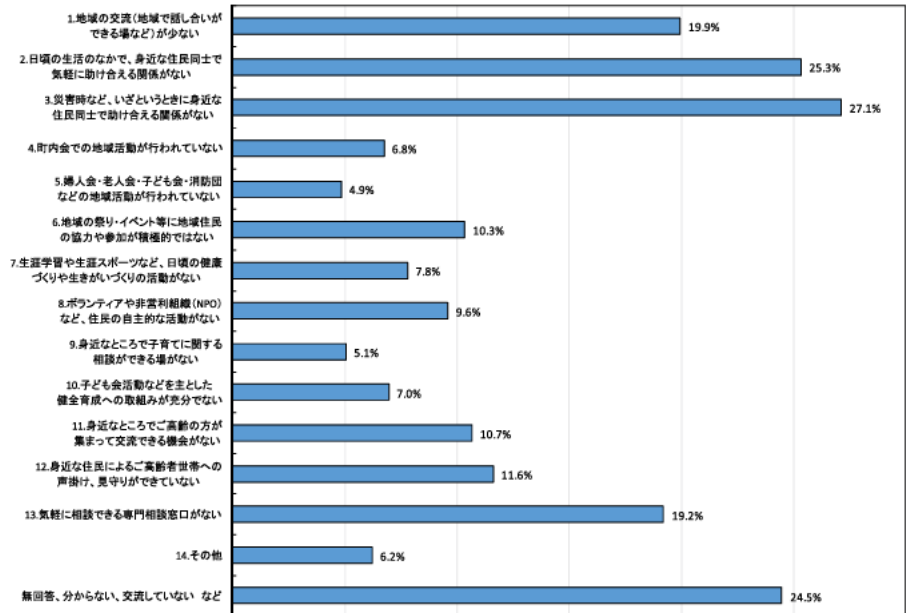
(複数回答)

地域住民とのふれあいの役に立っている活動等は、「1. 町内会での地域活動」(45.5%)が最も多く、以下「9. 祭り・イベント等の協力や参加などの地域活動」(31.3%)、「4. 幼稚園や小・中学校等の行事」(21.5%)となっています。



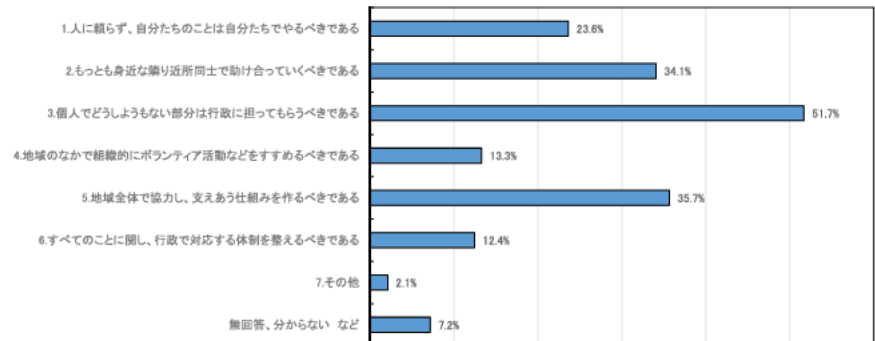
問17 あなたのお住いの地域には、どのような課題があると思いますか。(複数回答)

地域の課題として最も多かったのは、「3. 災害時など、いざというときに身近な住民同士で助け合える関係性がない」(27.1%)で、以下「2. 日頃の生活の中で、身近な住民同士で気軽に助け合える関係がない」(25.3%)、「1. 地域の交流(地域で話し合いができる場など)が少ない」(19.9%)となっています。



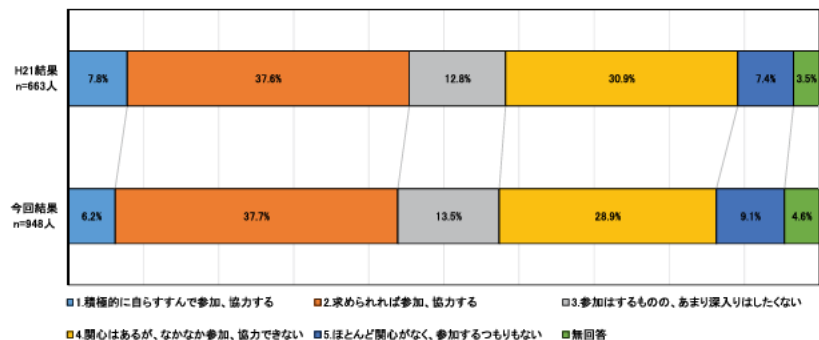
問18 あなたは地域生活において、どんなことが大切だとお考えですか。(複数回答)

地域生活において大切だと思う事では、「3. 個人でどうしようもない部分は行政に担ってもらわなければならない」(51.7%)が最も多く、以下「5. 地域全体で協力し、支え合う仕組みを作るべきである」(35.7%)、「2. もっとも身近な隣り近所同士で助け合っていくべきである」(34.1%)となっています。



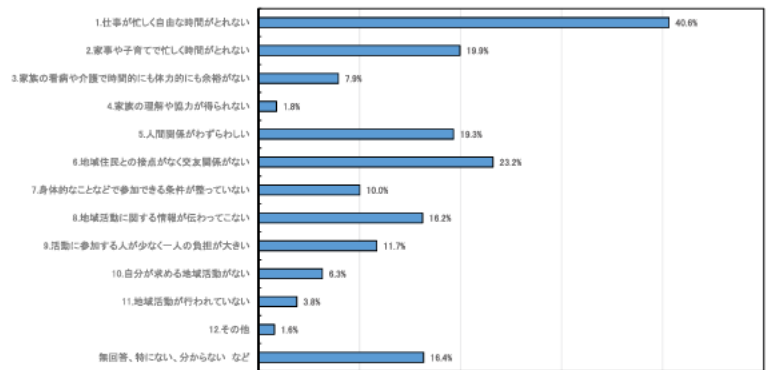
問19 あなたは今、地域活動に対し、どんな姿勢をお持ちですか。(単回答)

地域活動に対する姿勢を前回調査と比較すると、参加する意識が若干低下していることが分かります。



問20 あなたが地域活動に参加、協力するうえで支障となっているのはどんなことですか。
(複数回答)

地域活動に参加、協力するうえで支障となっていることは、「1. 仕事（勉強）が忙しく自由な時間がとれない」（40.6%）が最も多く、以下「6. 地域住民との接点が無く交友関係が無い」（23.2%）、「2. 家事や子育てで忙しく時間がとれない」（19.9%）となっています。

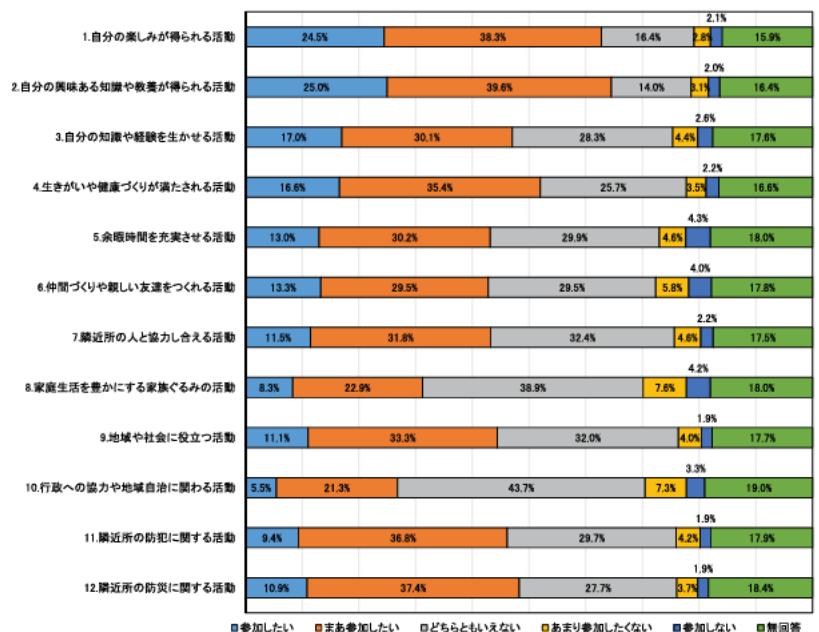


共働きや高齢化の進行による現役世代の延長などを背景に、地域活動に参加する時間がとれない世帯が増えていると考えられます。

問21 あなたは、今後どのような地域活動に参加したいとお考えですか。(単回答)

「参加したい」と「まあ参加したい」を合わせた『参加したい』は、「2. 自分の興味ある知識や教養が得られる活動」（64.6%）が最も多く、以下「1. 自分の楽しみが得られる活動」（62.8%）、「4. 生きがいや健康づくりが満たされる活動」（52.0%）となっています。

一方で、「あまり参加したくない」と「参加しない」を合わせた『参加しない』は、「8. 家庭生活を豊かにする家族ぐるみの活動」（11.8%）が最も多く、以下



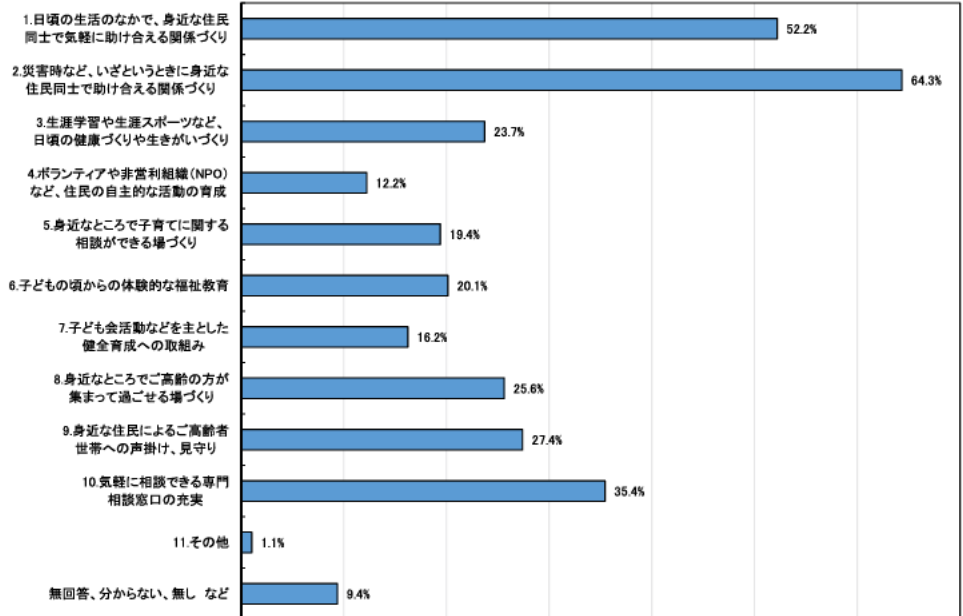
「10. 行政への協力や地域自治に関わる活動」（10.5%）、「6. 仲間づくりや親しい友達をつくれる活動」（9.8%）となっています。

今後、住民参加の活動等を進める際は、これらの結果をもとに住民の方が参加しやすい活動等の計画をしていく必要があります。

問22 あなたは、これからの地域生活でなにが大切だと思われますか。(複数回答)

これからの地域生活で大切だと思われることでは、「災害時など、いざという時に身近な住民同士で助け合える関係づくり」

(64.3%)が最も多く、昨今の自然災害の多発により、助け合いの意識が高まっているものと考えられます。以下「日頃の生活のなかで、身近な住民同士で気軽に助け合える関係づくり」



「気軽に相談できる専門相談窓口の充実」(35.4%)となっています。

【最後に】地域のあり方について、日頃思っていることなど(自由記載) ※26 ページ続き

詳細は地域の支え合いに関するアンケート結果報告書に記載をしています。

通学路などで子ども達にあいさつをするが、返事ができない子ども達が多い気がする。いろいろな事件があるためか、知らない人の関係を持たないような世の中になっているのが気になります。
(男性 50代)

長男の通学で大村駅横の踏切をととても心配していましたが、毎朝ボランティアの方々が見守りに立って下さり、親としてもとても感謝しています。
(女性 30代)

子どもの数、区域の広さに対して公園が少ないように感じます。一番近い公園まで比較的車通りの多い道路を渡らないとたどり着けないので、もう少し各所に公園が欲しいです。
(女性 30代)

街から離れた場所に住んでいる高齢者や障がい者は、バスの本数も少なく、タクシー料金も高く感じます。もっと交通機関を気軽に使えるシステムを作って欲しい。
(男性 30代)

地域のあり方は地域ごとで違っていいと思うし、地域によって人の考え方もバラバラなので「あり方」という文言は必要ないと思う。各地域自由にやってみて、その地域に合った福祉を目指せばいいと思う。
(男性 30代)



報告書は右のQRコードを読み取るか、市ホームページにアクセスすることで閲覧できます。

【大村市ホームページ】健康・福祉・子育て > 福祉 > 福祉施策 > 第2期おおむら支え合いプラン (大村市地域福祉計画・大村市地域福祉活動計画)

(URL) <https://www.city.omura.nagasaki.jp/fukushi/kenko/fukushi/shisaku/sasaeaiplan2.html>

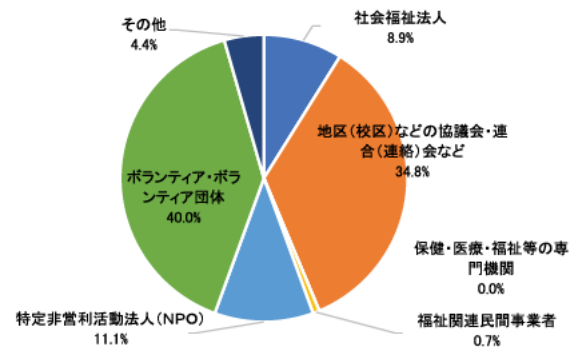
4 地域での支え合い 団体アンケート結果詳細

団体のこと (1)基本情報について

問1 貴団体の名称、組織形態を教えてください。(単回答)

団体の組織形態は、「ボランティア・ボランティア団体」が最も多く、以下「地区(校区)などの協議会・連合(連絡)会など」、「特定非営利活動法人(NPO)」となっています。

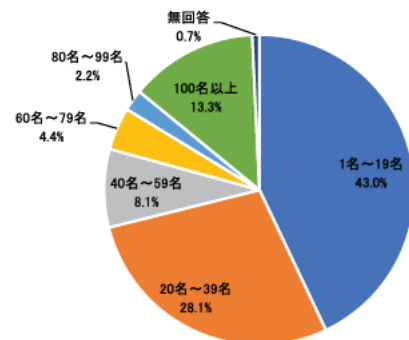
※団体名称省略



問2 貴団体のメンバー数について教えてください。(単回答)

団体のメンバー数は、「1名~19名」が最も多く、以下「20名~39名」、「100名以上」となっています。

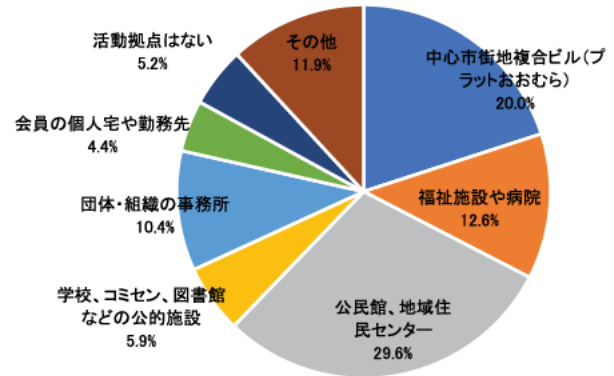
ボランティア団体に限定すると、「1名~19名」が66.7%で最も多く、小規模な団体が多いことが分かります。



問3 貴団体の主な活動拠点はどこですか。(単回答)

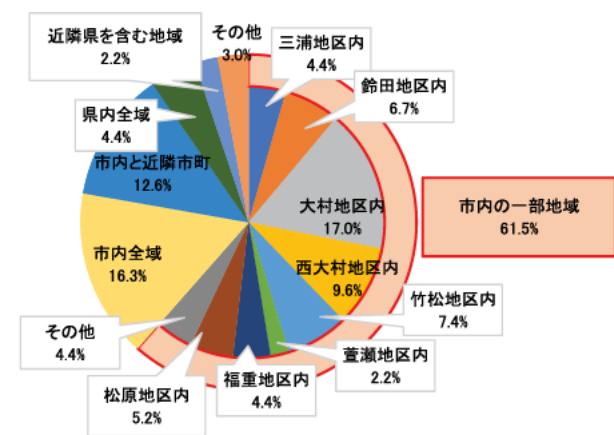
活動拠点は、「公民館、地域住民センター」が最も多く、町内や地区を単位とした地域で活動している団体が多いことが分かります。以下「プラットおおむら」、「福祉施設や病院」となっています。

その他としては、「こどもセンター」、「こども園」、「店舗の一室」、「通学路・交差点（見守り）」などがありました。



問4 貴団体の活動範囲はどれですか。(単回答)

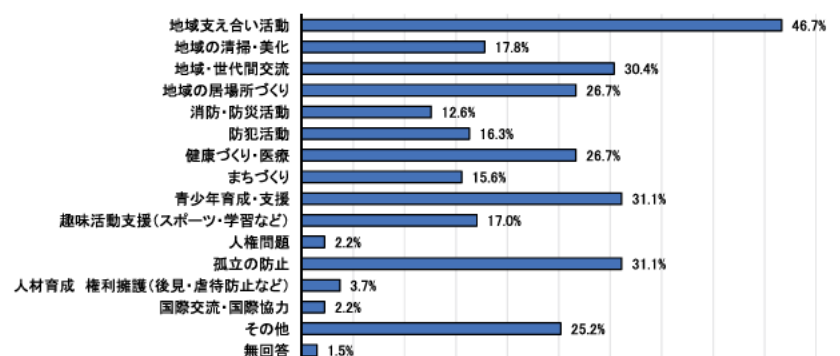
活動範囲で最も多かったのは、「市内の一部地域」で、地区別でみると「大村地区内」が最も多くなっています。



問5 貴団体で取り組んでいる活動の分野はどれですか。(複数回答)

活動分野は、「地域支え合い活動」が最も多く、以下「青少年育成・支援」、「孤立の防止」となっています。

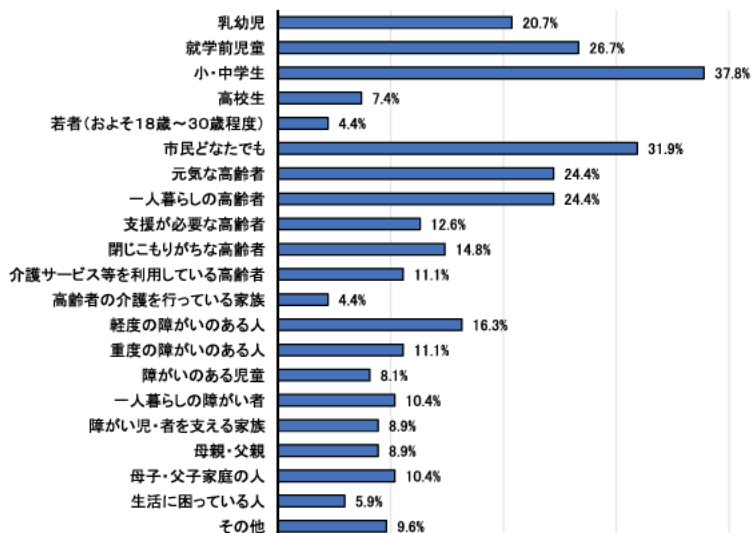
その他としては、「障がい者・高齢者支援」、「子育て支援」、「通学路等見守り」、「交通安全指導」、「手話講座」、「伝統の継承」など、多くの分野に関する活動が取り組まれていました。



問6 貴団体が主な活動の対象としている人と活動内容を教えてください。(複数回答)

活動の対象は、「小・中学生」が最も多く、以下「市民どなたでも」、「就学前児童」となっています。

「高齢者の介護を行っている家族」や「生活に困っている人」の割合は低く、こうした方の支援のあり方も検討していく必要があります。

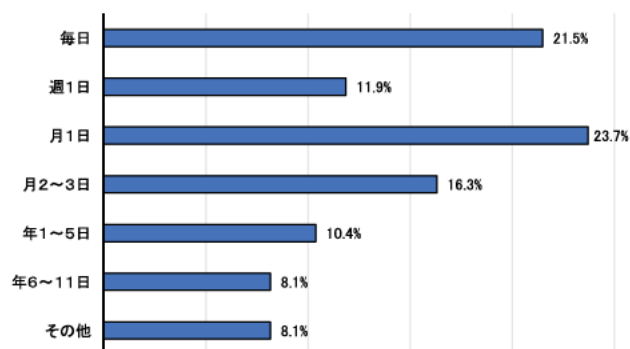


団体のこと (2)活動状況について

問7 貴団体は、どのくらいの頻度で活動を行っていますか。(単回答)

活動頻度は、「月1日」が最も多く、以下、「毎日」、「月2~3日」となっています。

その他としては、「随時」、「月15日から20日」、「年100日」などとなっています。

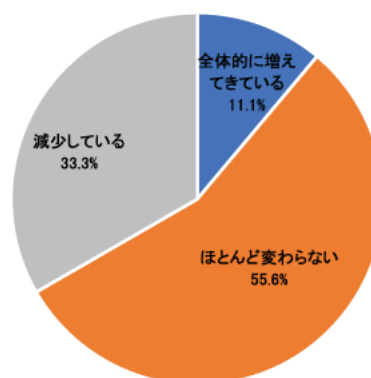


問8 貴団体の活動人数の傾向はどうですか。(単回答)

活動人数の傾向は、以下のグラフのとおりです。

「全体的に増えてきている」と回答した15団体中7団体は「ボランティア団体」でした。

「減少している」と回答した45団体中24団体は「地区(校区)などの協議会・連合(連絡)会など」、10団体は「ボランティア団体」となっています。

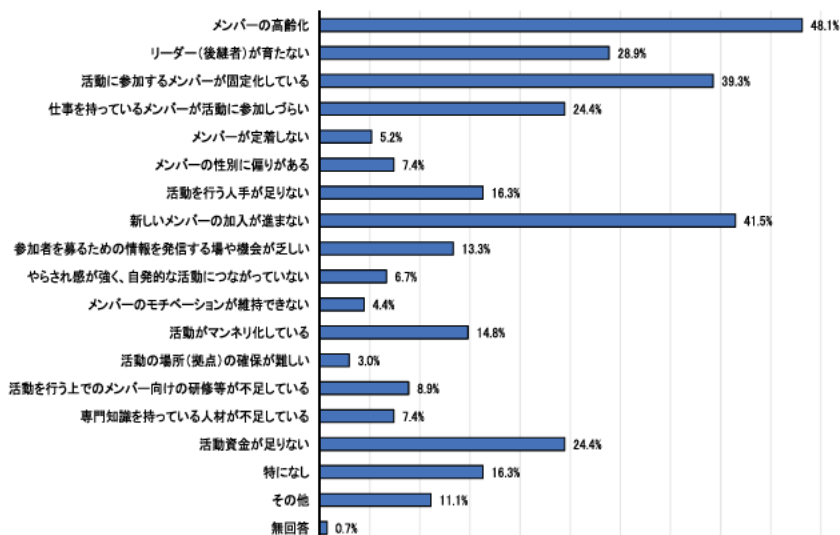


団体のこと (3) 困っていることや課題について

問9 貴団体の運営上や活動上で困っていることや課題は何ですか。(複数回答)

各団体の運営上や活動上の課題は、「メンバーの高齢化」が最も多く、以下「新しいメンバーの加入が進まない」、「活動に参加するメンバーが固定化している」となっており、地域福祉活動の担い手が不足している状況にあります。

その他としては、「活動項目が多すぎる」、「資格取得の支援が欲しい」、「高齢化のため活動の場所までの交通手段が難しい」などの意見がありました。

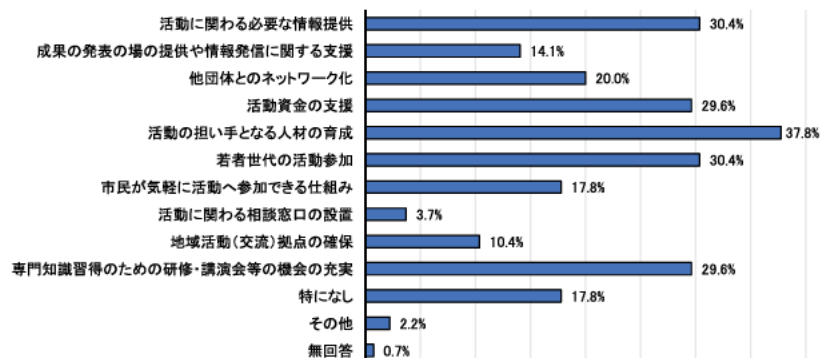


団体のこと (4) 活動の活性化に必要なことについて

問10 今後、貴団体の活動を活性化させるために、どのようなことが必要と考えますか。(複数回答)

活動を活性化させるために必要だと思ふことは、「活動の担い手となる人材の育成」が最も多く、以下「活動に関わる必要な情報提供」、「若者世代の活動参加」となっています。

また、「活動資金の支援」や「専門知識習得のための研修・講習会等の機会の充実」も多く、人材以外での支援を必要とする団体が多いことがわかります。



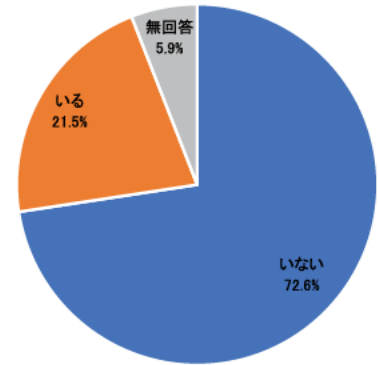
地域のこと (1)地域で気にかかる人・ご意見について

問11 活動を通じて、福祉サービスの対象になっていないが、気にかかる人がいますか。 (単回答)

福祉サービスの対象となっていない、いわゆる「制度の狭間」にある人が「いる」と回答したのは21.5%となっています。

内容は、「生活に困っている高齢者がいる」、「身寄りのない高齢者」、「人との関わりを持たない高齢者」、「引きこもり、不登校生徒、高齢者の一人暮らし」、「8050問題を抱えた家庭」、「何の援助も受けていない母子家庭」などがありました。

※「いる」と回答した団体は問12へ



問12 貴団体が対応していることや、ご意見があれば記入してください。(自由記載)

一人暮らしの元気な高齢者について

- ・家から出かけることがなく、また訪ねてきてくれる人もない方々へ、何か公的支援がないか。

不登校生徒について

- ・一時的に当団体の活動に参加していた。親子共に苦しんでいる。「ふらっと行ってみようか～」と思える場があれば、回復のきっかけにもなる。

日本語学習が必要な外国人について

- ・日本語で困っている人がいたら、出来る範囲で手助けをしたい。

福祉サービスを利用していない障がい者がいる家族について

- ・家族からの相談を受けたり、助言したりしている。

町内会未加入のため子ども会に参加できない子どもについて

- ・公務員(現役、OB)が町内会に加入し、行動を起こしてほしい。

生活困窮、8050家庭について

- ・支援センターなどを通じてレクリエーション交流、スポーツ交流を月1回広報しているが、まだまだ本当に困って孤立している方たちには伝わっていない。
- ・根本的な対応策がなく苦慮している。 など

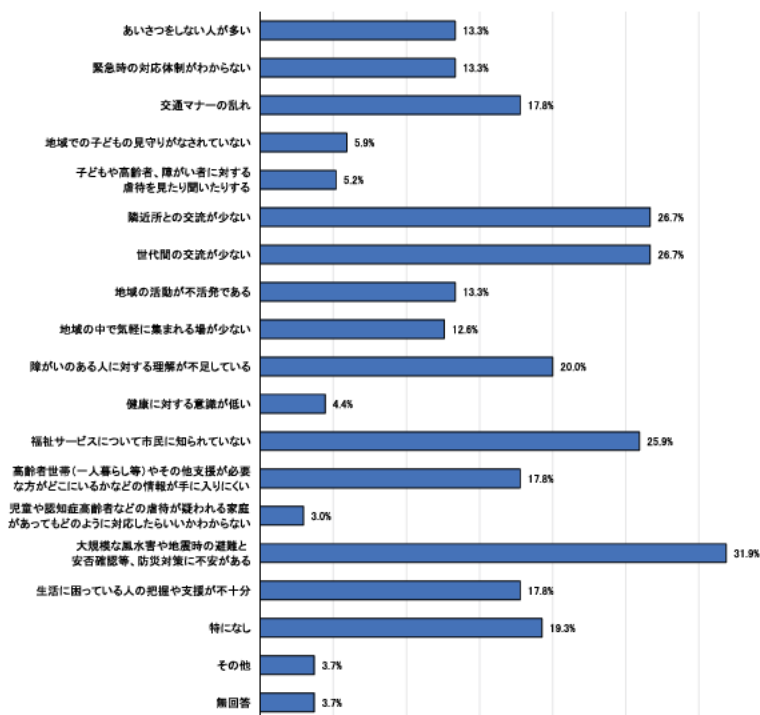
地域のこと (2) 地域の問題点や課題について

問13 活動を通じて、地域の問題点や課題はどのようなことと考えますか。(複数回答)

活動を通じて感じる地域の問題点や課題は、「大規模な風水害や地震時の避難と安否確認等、防災対策に不安がある」が最も多く、以下「隣近所との交流が少ない」、「世代間の交流が少ない」となっています。

災害時の対策が課題、とする回答は令和2年3月に実施した市民アンケートでも関心が高く、昨今の自然災害の多発が要因となっていると考えられます。

その他としては、「年齢に関係なく引きこもり者の把握が出来ない」、「問題があった時に何でも行政に頼るというマインドが広がってしまっている」、「行事に参加したくても移動手段がない」などがありました。

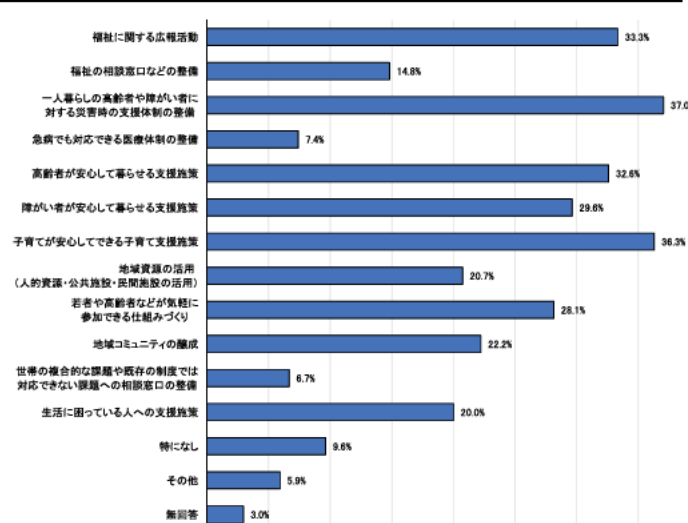


地域のこと (3) 地域で力を入れて取り組むべきことについて

問14 活動を通じて、地域で力を入れて取り組むべきことはどのようなことと考えますか。(複数回答)

地域で力を入れて取り組むべきことは、「一人暮らしの高齢者や障がい者に対する災害時の支援体制の整備」が最も多く、以下「子育てが安心してできる子育て支援施策」、「福祉に関する広報活動」となっています。

また、「高齢者や障がい者が安心して暮らせる支援施策」、「若者や高齢者などが気軽に参加できる仕組みづくり」などが求められていることが分かります。



その他 ご意見をお聞かせください ※32 ページ続き

問14 活動を通じて、地域で力を入れて取り組むべきことはどのようなことと考えますか。
(複数回答)

詳細は地域での支え合い団体アンケート結果書に記載をしています。

令和2年4月から子育て支援事業が始まったが新型コロナウイルスの影響もあり利用者があまりなかった。今後、支援事業が広まるように活動していきたい。

(社会福祉法人)

「支え合い」「福祉」の言葉は大きいですが、住民の皆さんがどれだけ意識しているのか。時代が進むにつれて、冷たい時代へと進んでいるように感じる。

(協議会・連合会等)

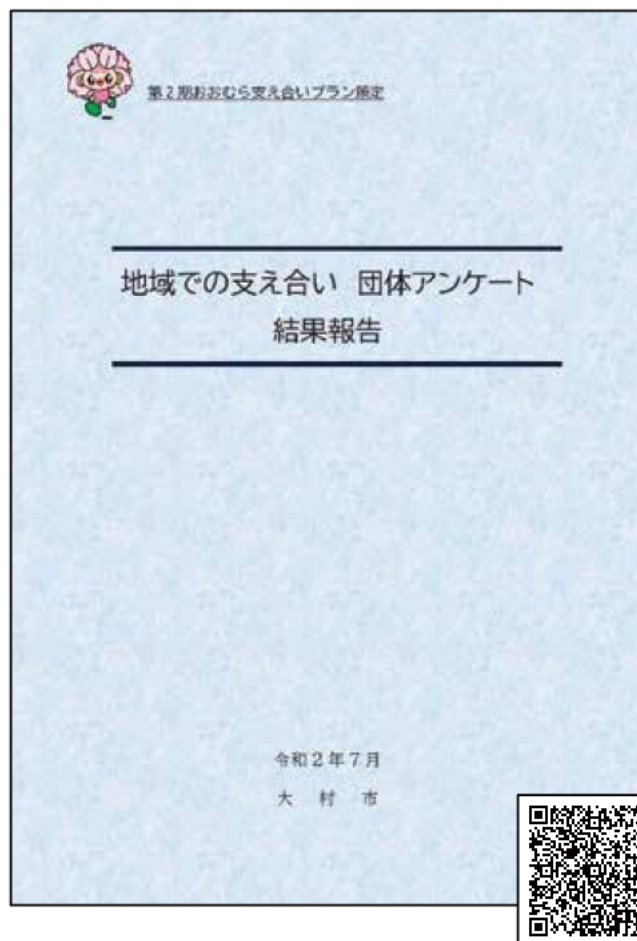
個人情報保護法により、必要な情報が入手困難で、災害時の救助等の優先順位が非常に難しくなる。

(協議会・連合会等)

地域福祉の一翼を担う民生委員・児童委員は、日々研修研鑽に努め、地域住民の一人として、温かく見守り良き相談相手として心の分かり合える活動を目指しています。

(協議会・連合会等)

地域の「支え合い」や「福祉」を自分の仕事としてやりたい人を市内で募り、その人を担当として行政サービスを提供すること。やらされている人に期待しても何も返ってこないし、作った人の意思も引き継げない。(NPO 法人)



報告書は右のQRコードを読み取るか、市ホームページにアクセスすることで閲覧できます。

【大村市ホームページ】健康・福祉・子育て > 福祉 > 福祉施策 > 第2期おおむら支え合いプラン (大村市地域福祉計画・大村市地域福祉活動計画)

(URL) <https://www.city.omura.nagasaki.jp/fukushi/kenko/fukushi/shisaku/sasaeaiplan2.html>

5 計画策定経過

日付	内容
令和元年8月	大村市地域福祉計画推進委員会設置要綱 (平成24年大村市告示第163号)改正
令和元年9月～令和2年9月	大村市地域福祉計画庁内検討委員会ワーキンググループ (4回開催)
令和元年11月～令和2年12月	大村市地域福祉計画庁内検討委員会専門部会(3回開催)
令和元年11月～令和3年1月	大村市地域福祉計画庁内検討委員会(4回開催)
令和2年2月～令和3年3月	大村市地域福祉計画推進委員会(4回開催)
令和2年2月～3月	地域の支え合いに関する市民アンケート
令和2年6月～7月	地域での支え合い団体アンケート
令和3年1月	市議会全員協議会
令和3年2月	パブリックコメント
令和3年3月	大村市地域福祉計画推進委員会からの答申

6 大村市地域福祉計画推進委員会からの答申

令和3年3月30日

大村市長 園田 裕史 様

大村市地域福祉計画推進委員会
委員長 坂本 雅俊

第2期大村市地域福祉計画の策定について（答申）

令和2年1月31日付け、大市福第168号で諮問のあった第2期大村市地域福祉計画の策定について協議するにあたり、本委員会では、令和元年度から合わせて4回の委員会を開催し、慎重に協議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

これらの協議の経過も十分配慮いただき、大村市らしさを活かした地域福祉を実現するため、答申の内容に加え、下記事項について特段のご配慮をいただくよう、要望いたします。

記

- 1 大村市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するためには、市民、地域団体等及び市の協働により取り組む必要があることから、計画の内容について十分な周知を図ること。
- 2 社会情勢の変化に伴い、地域福祉の新たな課題が顕在化してくることも考えられるため、アウトリーチ活動を行うなど、新たな課題の早期発見・早期対応に努め、地域福祉の推進を行うこと。

以上

7 用語解説

あ行

用語	解説
SNS（エヌエヌエス）	Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略で、インターネット上の交流の場。
NPO（エヌピーオー）	Non-Profit Organizationの略で、民間非営利組織のこと。利益拡大のためではなく、社会貢献を目的として活動する組織。協議の意味では特定非営利法人（NPO法人）として設立された組織を指すが、一般的にはボランティア団体や市民活動団体も含まれる。

か行

用語	解説
核家族	夫婦のみの世帯、夫婦またはひとり親と未婚の子どもからなる家族。
基本構想・基本計画	基本構想は、市町村が目指す将来の都市像を描き、その実現のための基本目標、施策の大綱を明らかにするもの。基本計画は、基本構想に掲げる将来の都市像と基本目標に従い、分野別の計画体系を示して、取り組まなければならない施策を位置付けるとともに、達成すべき目標を明らかにするもの。
健康おおむら21計画	国民一人ひとりの主体的な健康づくりを、社会全体で支援していくことを定めた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」に基づき、本市で策定した住民の健康づくりに関する行動計画。
健康づくり推進員	市町村が開催する健康づくり推進員養成講座で運動の知識・実践を学習し、地域で健康・運動の普及・実践・アドバイスのボランティア活動を行う人。
権利擁護	自己の権利を表明したり、行使することが困難な認知症高齢者や障がい者等に代わって、援助者がその権利の表明や行使を行うこと。
合計特殊出生率	人口統計上の指標で、一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子供の数の平均。
高齢化率	65歳以上の高齢者人口が、総人口に占める割合。

か行

用語	解説
大村市高齢者等見守りネットワーク協議会	市内の高齢者などを地域で見守っていくための仕組みづくりを行っている協議会で、医療・介護・地域・警察・消防・行政など24団体で構成されている。
高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	高齢者保健福祉計画は、市町村の高齢者施策を総合的に位置づけるもので、介護保険事業計画とその他の高齢者施策を一体的に含む計画。 介護保険事業計画は、市町村の介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施するための計画で、必要なサービスの内容や必要量を把握し、サービス提供体制を整えることなどを定める計画。
コミュニティ	一定の地理的範囲に居住し、地域性と協働意識を持つ人々の集合体

さ行

用語	解説
資源	生活課題の解決のために活用できる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。
自殺対策計画	自殺対策基本法に基づき、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるための計画。
自主防災組織	住民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方に立って、自主的な防災活動を行う組織のこと。一般的に町内会、青年団、婦人会などの地域活動の組織を活かして結成される。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に定めるところにより設立された法人。公益性の高い、非営利法人であり、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ公正に行っています。
障がい者基本計画 ・障がい福祉計画	障がい者基本計画は、「障害者基本法」に基づき、市町村が障がい者施策全般の方向性を示す計画。 障がい福祉計画は、「障害者自立支援法」に基づき、障がい福祉施策展開のため、具体的な数値目標を盛り込み、障がい者基本計画の生活支援に係る施策の実施計画的なもの。

さ行

用語	解説
障害者週間	国民の間に、広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する意欲を高めることを趣旨として、国が平成7年に定めたもの。
食育推進計画	「食育基本法」に基づき、市町村が子ども達に様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践できる人間に育てていく、「食育」を推進するための行動計画。
食生活改善推進員	市町村が開催する食生活改善推進員養成講座を修了した者で、健康づくりのために食生活を通してボランティア活動を行う人。
自立支援協議会	「障害者自立支援法」に基づき、障がい者のある人が、障がいのない人と共に暮らせる地域をつくるため、障がい福祉に関わる関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行う場。障がい者が抱える様々なニーズに対応していくために、保険・医療・福祉・教育・就労等のあらゆる分野での支援を継続的に行えるよう、関係行政機関や民間団体で構成する。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人を保護するための制度。そのような人が契約を結ぶ必要がある場合などに、本人に代わってこれらの行為を行う後見的役割を務める成年後見人等を家庭裁判所が選任し、その判断を補う。
生活困窮者	生活に困っている、働きたくても働けない、住む所がないなど、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

た行

用語	解説
第三者評価	社会福祉法人等の提供するサービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行う評価。
ダブルケア問題	「子育て」と親や親族の「介護」が同時期に発生する状態。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される体制。

た行

用語	解説
地域包括支援センター	地域の介護支援を担うために設置された機関。保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが中心となり、高齢者の生活を総合的に支えていくため様々な支援を包括的に行う。
地域防災・水防計画	「災害対策基本法」に基づき、市町村の防災会議が、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等に関する事項を定めるもの。市や、その他関係機関の行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

な行

用語	解説
ニーズ	個人や家族が社会生活を送る中で生じる様々な問題に対して、解決・軽減を求める要求、欲求、需要のこと。
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な知的障がい・精神障がいのある人や高齢者等に対し、社会福祉協議会が、契約により、各種サービスの利用援助、日常生活の各種手続きや金銭管理等を行う事業。
認知症サポーター	多くの市民に認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらうために、市町村が開催する「認知症サポーター養成講座」を受講した人。
ノーマライゼーション	障がいの有無や年齢に関わらず、すべての人が社会の中で互いに尊重し支え合いながら、ともに地域で生活することが本来の社会のあり方である、という考え方。

は行

用語	解説
8050 問題	「80代」の親が「50代」の引きこもりの子どもを経済的に支える必要がある状態を指す。子どもは仕事がなく収入もないため、親の年金が一家の主たる収入源になる。
パブリックコメント	行政機関が各種計画の策定などを行う際、事前にその内容を公表して、市民から意見や提案を募集し、その結果を考慮して決定する一連の手続き。「意見公募手続」という。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者等において、特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に支援を要する人。

ま行

用語	解説
民生委員・児童委員	地域の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域住民の福祉向上のために活動する人。身分は非常勤の特別職の地方公務員とされ、任期は3年で、社会奉仕の精神で住民の立場に立って地域住民の相談に応じ、必要な援助を行う。
向こう三軒両どなり	普段親しく付き合う近所の意味で、自分の家の向かい側の3軒と左右の2軒の家を指す。地域のきずなが希薄になった現在、近所でのつながり、支えあいの大切さを表す言葉として用いられている。

や、ら、わ行

用語	解説
要介護・要支援認定	介護保険の給付を受けるために、要介護状態区分が決定されること。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている児童等、要保護児童の早期発見・早期対応を図るため市町村が設置する。関係機関、関係団体及び児童福祉に関連する職務に従事する者等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。